

令和7年11月4日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和7年(行ケ)第1号 選挙無効請求事件

口頭弁論終結日 令和7年10月9日

判 決

5

原 告

同訴訟代理人弁護士

同

同

10

同

同

升 永 英 俊

久 保 利 英 明

伊 藤 真

平 井 孝 典

後 藤 充

鳥取市東町一丁目220

被 告

鳥取県及び島根県参議院

合同選挙区選挙管理委員会

15

同代表者委員長

藤 村 実 千 子

同指定代理人

相 澤 聡

同

梁 川 将 成

同

大 坪 博 一

同

花 樹 香

20

同

千 同 舞

同

福 間 勝 明

同

永 業 多 恵

同

小 池 翔 馬

同

田 部 悟

25

同

松 崎 亮 太

同

新 田 晃 久

5

同	石	本	昭	太	郎
同	神	谷			昇
同	坂	本	周		平
同	倉	光	博		敬
同	神	門			学
同	遠	藤	規		晃

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

10

事 実 及 び 理 由

第1 請求

令和7年7月20日に行われた参議院（選挙区選出）議員通常選挙の鳥取県及び島根県参議院合同選挙区における選挙を無効とする。

第2 事案の概要

15

1 本件は、令和7年7月20日に行われた参議院（選挙区選出）議員通常選挙（以下「本件選挙」という。）について、鳥取県及び島根県参議院合同選挙区の選挙人である原告が、参議院（選挙区選出）議員の定数を配分する公職選挙法の規定は憲法に違反し無効であるから、これに基づいて行われた本件選挙の上記合同選挙区における選挙（以下「本件選挙区選挙」という。）も無効であると主張して提起した、公職選挙法

20

204条による選挙無効訴訟である。

2 前提事実

当裁判所に顕著な事実、証拠（乙1ないし41。枝番を含む。）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 当事者

25

ア 原告は、本件選挙における鳥取県及び島根県参議院合同選挙区の選挙人である。

イ 被告は、本件選挙区選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会である。

(2) 本件選挙

ア 本件選挙は、令和7年7月20日に行われた。

イ 本件選挙当時の公職選挙法は、参議院議員の定数を248人、そのうち148人を選挙区選出議員、100人を比例代表選出議員としていた(4条2項)。

ウ 本件選挙が行われた時点において、平成30年法律第75号(以下「平成30年改正法」という。)による公職選挙法の改正(以下「平成30年改正」という。)後の定数配分規定(以下「本件定数配分規定」という。)による選挙区間における選出される議員1人当たりの選挙人数の最大較差(以下、各選挙当時の「選挙区間の最大較差」というときは、この選挙人数の最大較差をいう。)は、3.13倍(以下、較差に関する数値は、全て概数である。)であった。(乙1)

(3) 本件選挙までの定数配分規定の改正の経緯等

ア 参議院議員選挙法(昭和22年法律第11号)は、参議院議員の選挙について、参議院議員250人を全国選出議員100人と地方選出議員150人とに区分し、全国選出議員については、全都道府県の区域を通じて選出されるものとする一方、地方選出議員については、その選挙区及び各選挙区における議員定数を別表で定め、都道府県を単位とする選挙区において選出されるものとした。そして、選挙区ごとの議員定数については、憲法が参議院議員につき3年ごとにその半数を改選すると定めていること(46条)に応じて、各選挙区においてその選出議員の半数が改選されることとなるよう、定数を偶数として最小2人を配分する方針の下に、各選挙区の人口に比例する形で、2人ないし8人の偶数の議員定数を配分した。

昭和25年に制定された公職選挙法の定数配分規定は、上記の参議院議員選挙法の議員定数配分規定をそのまま引き継いだものであり、その後に沖縄県選挙区の議員定数2人が付加されたほかは、平成6年法律第47号による公職選挙法の改正(以下「平成6年改正」という。)まで、上記定数配分規定に変更はなかった。なお、昭和57年法律第81号による公職選挙法の改正により、参議院議員252人は各政党等の得票に比例して選出される比例代表選出議員100人と都道府県を単位とする選挙区ご

とに選出される選挙区選出議員152人とに区分されることになったが、この選挙区選出議員は、従来の地方選出議員の名称が変更されたものである。

その後、平成12年法律第118号による公職選挙法の改正（以下「平成12年改正」という。）により、参議院議員の総定数が242人とされ、比例代表選出議員96人及び選挙区選出議員146人とされた。

イ 参議院議員選挙法制定当時、選挙区間における議員1人当たりの人口の最大較差（以下、各立法当時の「選挙区間の最大較差」というときは、この人口の最大較差をいう。）は2.62倍であったが、人口変動により次第に拡大を続け、平成4年に行われた参議院議員通常選挙（以下、参議院議員通常選挙のことを単に「通常選挙」という。）当時、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差が6.59倍に達した後、平成6年改正における7選挙区の定数を8増8減とする措置により、同2年10月実施の国勢調査結果による人口に基づく選挙区間の最大較差は4.81倍に縮小した。その後、平成12年改正における3選挙区の定数を6減とする措置及び平成18年法律第52号による公職選挙法の改正における4選挙区の定数を4増4減とする措置の前後を通じて、同7年から同19年までに行われた各通常選挙当時の選挙区間の最大較差は5倍前後で推移した。

最高裁判所大法廷は、定数配分規定の合憲性に関し、平成4年に行われた通常選挙について、違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態が生じていた旨判示したが（最高裁平成6年（行ツ）第59号同8年9月11日大法廷判決・民集50巻8号2283頁）、平成6年改正後の定数配分規定の下で行われた2回の通常選挙については、上記の不平等状態に至っていたとはいえない旨判示した（最高裁平成9年（行ツ）第104号同10年9月2日大法廷判決・民集52巻6号1373頁、最高裁平成11年（行ツ）第241号同12年9月6日大法廷判決・民集54巻7号1997頁）。その後、平成12年改正後の定数配分規定の下で行われた2回の通常選挙及び平成18年法律第52号による公職選挙法の改正後の定数配分規定の下で同19年に行われた通常選挙のいずれについても、最高裁判所大法廷は、結論において

当該各定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえない旨の判断を示した

(最高裁平成15年(行ツ)第24号同16年1月14日大法廷判決・民集58巻1号56頁、最高裁平成17年(行ツ)第247号同18年10月4日大法廷判決・民集60巻8号2696頁、最高裁平成20年(行ツ)第209号同21年9月30日大法廷判決・民集63巻7号1520頁(以下「平成21年大法廷判決」という。))。

もつとも、上記最高裁平成18年10月4日大法廷判決においては、投票価値の平等の重要性を考慮すると投票価値の不平等の是正について国会における不断の努力が望まれる旨の、平成21年大法廷判決においては、当時の較差が投票価値の平等という観点からはなお大きな不平等が存する状態であって、最大較差の大幅な縮小を図るためには現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となる旨の指摘がそれぞれされるなど、選挙区間の最大較差が5倍前後で常態化する中で、較差の状況について投票価値の平等の観点から実質的にはより厳格な評価がされるようになっていた。

ウ 平成22年7月11日、選挙区間の最大較差が5.00倍の状況において行われた通常選挙につき、最高裁平成23年(行ツ)第51号同24年10月17日大法廷判決・民集66巻10号3357頁(以下「平成24年大法廷判決」という。)は、結論において同選挙当時の定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえないとしたものの、長年にわたる制度及び社会状況の変化として、①参議院議員の選挙制度と衆議院議員の選挙制度が同質的なものとなってきたとともに、急速に変化する社会の情勢の下で、議員の長い任期を背景に国政の運営における参議院の役割はこれまでも増して大きくなってきていること、②衆議院については、投票価値の平等の要請に対する制度的な配慮として、選挙区間の人口の較差が2倍未満となることを基本とする旨の区割りの基準が定められていること等を挙げた上で、参議院議員の選挙であること自体から直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難く、都道府県が政治的に一つのまとまりを有する単位として捉え得ること等の事情は数十年間にもわたり投票価値の大きな較差が継続することを正当化する理由としては十分なものとはいえず、都道府県間の人口較差の拡大

が続き、総定数を増やす方法を探ることにも制約がある中で、都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを維持しながら投票価値の平等の要求に応えていくことはもはや著しく困難な状況に至っているなどとし、上記通常選挙当時の選挙区間の最大較差が示す投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあった旨判示するとともに、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ、できるだけ速やかに上記の不平等状態を解消する必要がある旨を指摘した。

エ 平成24年大法廷判決の言渡し後、平成24年11月16日に公職選挙法の一部を改正する法律（同年法律第94号。以下「平成24年改正法」という。）が成立し、同月26日に施行された。同法は、選挙区選出議員について4選挙区で定数を4増4減とすることを内容とするものであった。

オ 平成25年7月21日、平成24年改正法による改正後の定数配分規定の下での通常選挙（以下「平成25年選挙」という。）が行われた。同選挙当時の選挙区間の最大較差は4.77倍であった。

最高裁平成26年（行ツ）第155号、第156号同年11月26日大法廷判決・民集68巻9号1363頁（以下「平成26年大法廷判決」という。）は、結論において平成25年選挙当時の定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえないとしたものの、平成24年大法廷判決の判断に沿って、平成24年改正法による上記4増4減の措置は、都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを維持して一部の選挙区の定数を増減するにとどまり、現に選挙区間の最大較差については上記の改正の前後を通じてなお5倍前後の水準が続いていたのであるから、同法による上記措置を経た後も、選挙区間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあった旨判示するとともに、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなどの具体的な改正案の検討と集約が着実に進められ、できるだけ速やかに、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置によって上記の不平等状態が解消される必要がある旨を指摘し

た。

カ 平成27年7月28日、公職選挙法の一部を改正する法律（同年法律第60号。以下「平成27年改正法」という。）が成立し、同年11月5日に施行された。同法による公職選挙法の改正（以下「平成27年改正」という。）の結果、平成22年10月  
5 実施の国勢調査結果による人口に基づく選挙区間の最大較差は2.97倍となった。平成27年改正法は、選挙区選出議員の選挙区及び定数について、鳥取県及び島根県、徳島県及び高知県をそれぞれ合区して定数2人の選挙区とするとともに、3選挙区の定数を2人ずつ減員し、5選挙区の定数を2人ずつ増員することなどを内容とするものであり、その附則7条には、平成31年に行われる通常選挙に向けて、参議院の在  
10 り方を踏まえて、選挙区間における議員1人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとするとの規定が置かれていた。

キ 平成28年7月10日、平成27年改正後の定数配分規定の下での通常選挙（以下「平成28年選挙」という。）が行われた。同選挙当時の選挙区間の最大較差は  
15 3.08倍であった。

最高裁平成29年（行ツ）第47号同年9月27日大法廷判決・民集71巻7号1139頁（以下「平成29年大法廷判決」という。）は、平成27年改正法につき、単  
に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、参議院創設以来初めての合区を行う  
ことにより、長期間にわたり投票価値の大きな較差が継続する要因となっていた都道  
20 府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを見直すことをも内容とするものであり、これによって、数十年間にもわたり5倍前後で推移してきた選挙区間の最大較差は2.97倍（選挙当時は3.08倍）まで縮小するに至ったのであるから、平成24年大法廷判決等の趣旨に沿って較差の是正を図ったものとみることができるとし、また、その附則において上記カのとおり規定され、今後における較差の更なる是  
25 正に向けての方向性と立法府の決意が示されるとともに、再び大きな較差を生じさせることのないよう配慮されているものといえるなどとして、平成28年選

挙当時の定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえないとした。

ク 平成28年選挙において、合区の対象となった4県のうち島根県を除く3県では、投票率が低下して当時における過去最低の投票率となったほか、無効投票率が全国平均を上回り、高知県での無効投票率は全国最高となった。なお、平成25年選挙においては、無効投票率が全国平均を上回っていたのは、上記4県のうち高知県のみであった。

全国知事会は、平成28年7月29日、平成28年選挙において投票率の著しい低下等の様々な弊害が顕在化したなどとして、合区の早急な解消を求める決議を行った。また、全国都道府県議会議長会や全国市長会等においても、合区の早急な解消に向けた決議等が行われた。

平成29年2月、参議院の各会派代表による参議院改革協議会が設置され、同年4月、同協議会の下に参議院選挙制度改革について集中的に調査を行う「選挙制度に関する専門委員会」が設けられた。同委員会は、参議院選挙制度改革に対する考え方について、一票の較差、選挙制度の枠組みとそれに基づく議員定数の在り方、選挙区の枠組み等について協議を行った上で、選挙区選出議員について、全ての都道府県から少なくとも1人の議員が選出される都道府県を単位とする選挙区とすること、一部合区を含む都道府県を単位とする選挙区とすること、又は選挙区の単位を都道府県に代えてより広域のものとするなどの各案について検討を行ったほか、選挙区選出議員及び比例代表選出議員の二本立てとしない場合を含めた選挙制度の在り方等についても議論を行った。しかしながら、これらの議論を経た上で各会派から示された選挙制度改革の具体的な方向性についての意見の内容は、選挙区の単位、合区の存廃、議員定数の増減等の点において大きな隔たりがある状況であった。

平成30年6月、参議院改革協議会において、自由民主党から、選挙区の単位を都道府県とすること及び平成27年改正による4県2合区は維持した上で、選挙区選出議員の定数を2人増員して埼玉県選挙区に配分するとともに、比例代表選出議員の定

数を4人増員し、政党等が優先的に当選人となるべき候補者を定めることができる特定枠制度を導入するとの案が示された。その後、協議が行われるなどしたものの、各会派間に意見の隔たりがある状況であったため、各会派が参議院に法律案を提出し、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会において議論が進められることとなり、上記の自由民主党の提案内容に沿った法律案のほか、現在の選挙区選出議員の選挙及び比例代表選出議員の選挙に代えてより広域の選挙区による選挙を導入することを内容とする法律案等が提出された。同年7月11日、上記特別委員会において、上記の自由民主党の提案内容に沿った公職選挙法の一部を改正する法律案が可決すべきものとされ、その際、「今後の参議院選挙制度改革については、憲法の趣旨にのっとり、参議院の役割及び在り方を踏まえ引き続き検討を行うこと」との附帯決議がされた。

平成30年7月18日、上記法律案どおりの平成30年改正法が成立し、同年10月25日に施行された。平成30年改正の結果、平成27年10月実施の国勢調査結果による日本国民人口に基づく選挙区間の最大較差は2.99倍となった。

令和元年7月21日、本件定数配分規定の下での初めての通常選挙（以下「令和元年選挙」という。）が行われた。同選挙当時の選挙区間の最大較差は3.00倍であった。

最高裁令和2年（行ツ）第78号同年11月18日大法院判決・民集74巻8号2111頁（以下「令和2年大法院判決」という。）は、立法府においては、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれる中で、較差の更なる是正を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等について議論し、取組を進めることが求められているところ、平成30年改正において、こうした取組が大きな進展を見せているとはいえないとしながらも、平成30年改正法につき、数十年間にわたって5倍前後で推移してきた最大較差を3倍程度まで縮小させた平成27年改正法における方向性を維持するよう配慮したものであるということができ、また、参議院選挙制度の改革に際しては、事柄の性質上慎重な考慮を要することに鑑み、その

実現は漸進的にならざるを得ない面があることからすると、立法府の検討過程において較差の是正を指向する姿勢が失われるに至ったと断ずることはできないなどとして、令和元年選挙当時の本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえないとした。

- 5     コ 令和元年選挙において、合区の対象となった徳島県での投票率は全国最低となり、鳥取県及び島根県の投票率もそれぞれ過去最低となった。また、合区の対象となった4県での無効投票率はいずれも全国平均を上回り、徳島県では全国最高となった。

令和元年選挙の後も、全国知事会等において、合区の解消を求める決議等が行われている。

- 10     令和3年5月、参議院の各会派代表による参議院改革協議会が改めて設置され、参議院の組織及び運営の改革に関する検討項目の一つとして、較差の是正を含む選挙制度改革についての議論がされた。合区については、何らかの形で解消することを目指す意見が多かったものの、都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを維持するか、選挙区の単位を都道府県に代えてより広域のものとするか、議員の総定数を  
15 増やすか等の点について意見の隔たりがあり、最終的に、参議院選挙制度改革の具体的な方向性についての各会派の意見が一致するには至らなかった。令和4年5月及び  
同年6月に開かれた参議院憲法審査会における参議院選挙制度改革をめぐる議論の  
状況も、上記と同様であった。

- 20     サ 令和4年7月10日、本件定数配分規定の下での2回目の通常選挙（以下「令和4年選挙」という。）が行われた。同選挙当時の選挙区間の最大較差は3.03倍であった。（乙6の1）

- 最高裁令和5年（行ツ）第54号同年10月18日大法廷判決・民集77巻7号1  
654頁（以下「令和5年大法廷判決」という。）は、令和2年大法廷判決と同様に、  
今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれる中で、較差の更なる是正を図ると  
25 もに、これを再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等について議論し、  
取組を進めることが引き続き求められているとした上で、参議院議員の選挙制度の改

革につき、各党派の間で一定の議論がされたものの、較差の更なる是正のための法改正の見通しが立つに至っていないのはもとより、その実現に向けた具体的な検討が進展しているともいい難いとする一方で、平成27年改正により、数十年間にもわたり5倍前後で推移してきた選挙区間の最大較差は3倍程度まで縮小し、同改正がされてから本件選挙までの約7年間、合区は維持され、最大較差が3倍程度で推移し有意な拡大傾向にないこと等を指摘するとともに、合区の導入後に対象4県で生じた投票率の低下等の状況が、都道府県を各選挙区の単位とする現行の選挙制度の仕組みを更に見直すに当たり、代表民主制の下で国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させる観点から慎重に検討すべき課題があることを示唆するものと考えられること等に触れた上で、立法府が較差の更なる是正に向けた取組を進めていくには、更に議論を積み重ねる中で種々の方策の実効性や課題等を慎重に見極めつつ、広く国民の理解も得ていく必要があると考えられ、合理的な成案に達するにはなお一定の時間を要することが見込まれるなどとして、令和4年選挙当時の本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえないとした。

シ 令和4年選挙において、合区の対象となった徳島県での投票率は全国最低となり、また、合区の対象となった4県での無効投票率はいずれも全国平均を上回った。

令和4年選挙後も、全国知事会等において、合区の解消を求める決議等が行われている。

そして、令和4年11月、参議院の各党派代表による参議院改革協議会が改めて設置され、同協議会の下に、選挙制度の調査・検討のため「選挙制度に関する専門委員会」が設けられた。同委員会は、令和5年2月から令和6年6月までの間に16回にわたって開催され、有識者や鳥取県及び高知県の各知事からの意見聴取のほか、各党派から選挙制度の在り方やその改革に関する具体的な論点・方向性についての意見表明がされ、これを踏まえて委員間で意見交換が行われた。その中では、現行の選挙制度については、投票率の低下等の弊害がある合区を解消すべきとの意見が大勢であっ

たものの、具体的な選挙制度の枠組みについては、都道府県単位の選挙区選出議員選挙及び全国比例代表選出議員選挙を維持すべきとの意見とブロック制を導入すべきとの意見に分かれる状況であったため、同委員会は、同月7日、上記の状況を含むこれまでの協議の結果を記載した報告書を作成して参議院改革協議会に提出した。同協議会は、同報告書の内容を踏まえ、令和7年5月14日及び同月30日の2回にわたって参議院の在り方について意見交換を行い、同年6月6日には各会派の協議員による意見表明を行うなどしたが、意見の集約が困難な状況にあったため、同協議会の協議結果を記載した報告書は、同月18日に参議院議長に提出されたものの、同報告書には、具体的な選挙制度の枠組みについての結論は記載されず、今後の協議の進め方として、令和10年通常選挙に向けて、本件選挙後、新たな会派構成の下でも協議の場を速やかに設けていただき、工程案を共有しつつ、具体的な参議院改革について結論を出し、選挙制度改革の方向性を見いだすべく協議が引き継いでいかれることを切望する旨が記載されるにとどまった。令和4年12月から令和5年12月にかけて開催された参議院憲法審査会における参議院選挙制度改革をめぐる議論の状況も、上記とほぼ同様であった。

(乙6の2及び3、26、27の1ないし6、38の1ないし8)

ス 令和7年7月20日、本件選挙が行われた。本件選挙当時の選挙区間の最大較差は3.13倍であり、最も人口が少なかった福井県選挙区と比べて較差が3倍以上となった選挙区は3つであった。投票率は、合区の対象となった徳島県では全国最低となり、鳥取県、高知県でも全国平均を下回った。また、無効投票率についても、徳島県では全国最高となり、鳥取県、島根県でも全国平均を上回った。(乙1、2)

### 3 争点

本件の争点は、①本件選挙時において、本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったか否か、②上記の状態にあった場合に、本件選挙までの期間内にその是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を越えるとして、本件定数配分規定が憲法に違反し無効であり、

これに基づいて行われた本件選挙区選挙も無効であるか否かであり、これらの争点に関する当事者の主張の要旨は、次のとおりである。

(原告の主張)

(1) 議員定数配分規定においては、各選挙区の選挙人数又は人口数と配分議員定数との比率の平等が最も重要かつ基本的な基準とされるべきことは当然であって、憲法56条2項、1条、前文第1段第1文、43条1項は、出来る限りの人口比例選挙を要求するものである。しかるに、本件定数配分規定は、人口比例に基づいて定数配分をしておらず、人口比例選挙の要求に反しているから、同規定は、憲法98条1項により無効であり、よって、本件選挙の本件選挙区選挙も無効である。

(2) 総務省選挙資料(令和6年9月登録日現在)に基づく各選挙区の議員1人当たりの有権者数は、最少の福井県選挙区(31万1339人)と最多の神奈川県選挙区(96万5883人)との差が65万4544人で、較差は1対3.102であり、本件選挙は、議員1人当たりの有権者数が選挙区間で約65万人超の差がある極めて異質な選挙である。また、福井県選挙区と原告が選挙人となっている鳥取県及び島根県参議院合同選挙区とを対比すると、福井県選挙区を1票とした場合の鳥取県及び島根県合同選挙区の投票価値は0.63票にすぎない。

(3) 参議院改革協議会において、令和3年5月から令和4年6月までの間、合計13回にわたり、参議院の在り方、参議院選挙制度、議員の身分保障等に関する検討が行われたが、参議院選挙制度改革について意見の集約はできず、投票価値の不均衡を縮小させることに関する具体的な方向性が示されることはなかった。また、令和4年5月及び同年6月開催の参議院憲法審査会においても、参議院選挙制度改革について具体的な方向性は示されなかった。さらに、令和5年2月から令和6年6月までの間、参議院改革協議会では、合計16回にわたり、参議院選挙制度について検討が行われたが、本件選挙までに改正法は成立しなかった。その結果、本件選挙は、平成30年改正法による最大較差3倍を伴う定数配分規定の下で行われた3回目の選挙となる。

(4) 本件選挙は、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれる中で、更なる較

差の是正（すなわち、最大較差3.00倍を更に是正すること）を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等について議論し、取組を進めることが求められるとした平成29年大法廷判決、令和2年大法廷判決及び令和5年大法廷判決、殊に、投票価値の平等が憲法上の要請であること等を考慮すると較差の更なる是正を図ること等は喫緊の課題というべきであるとして、較差の更なる是正と選挙制度の仕組み自体に抜本の見直しを強く求めた令和5年大法廷判決の趣旨に沿わない立法状況のまま行われたから、違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態の下で施行されたものと解される。

(5) 令和5年大法廷判決は、二院制に係る憲法の趣旨や、半数改選などの参議院の議員定数配分規定に当たり考慮を要する固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が後退してもよいと解すべき理由は見だし難いと単純明快に判示し、投票価値の平等が憲法上の要請であること等を考慮すると、較差の更なる是正を図ること等は喫緊の課題というべきであり、立法府において議論がされてきた種々の方策に課題や制約があり、事柄の性質上慎重な考慮を要するにせよ、立法府においては、より適切な民意の反映が可能となるよう、社会の情勢の変化や課題等をも踏まえながら、現行の選挙制度の仕組みの抜本的な見直しも含め、較差の更なる是正等の方策について具体的に検討した上で、広く国民の理解も得られるような立法的措置を講じていくことが求められると明確に判示した。しかるに、令和元年選挙当時の選挙区間の最大較差は1対3.00、令和4年選挙当時のそれは1対3.03、本件選挙当時のそれは1対3.13であり、較差の更なる是正とは真逆の著しい後退である。よって、本件選挙は、令和5年大法廷判決に照らし、違憲である。

(6) 憲法前文第1段第2文は、「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」と定めるところ、この定めは少なくとも憲法47条の解釈基準となる。選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められるとし、選挙制度の合憲性は国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえ

るか否かによって判断されるとの見解は、憲法前文第1段第2文に基づき、国民（委託者）によって国政を信託された国民の代表者（受託者）が、受益者（国民）に対して負担する忠実義務等（信託法30条等）に反して憲法47条を解釈・適用することを許容するものであって、憲法47条の解釈基準たる前文第1段第2文に違反する。

6 (7) 米、英、独、仏、韓、日の6か国の中で、米、英、独、仏、韓の5か国は人口比例選挙又はおおむね人口比例選挙であるため、投票人の過半数又はおおむね過半数の投票により政権交代し、右肩上がりで国民一人当たりの平均賃金が増加している。一方で、全世界のGDPの中の日本のGDPのシェアは、1995年から2023年  
10 までの29年間で17.6%から4.0%に激減している。この国難を克服するためには、他の5か国と同じ土俵、すなわち人口比例選挙又はおおむね人口比例選挙に立つ必要がある。

(8) 以上より、令和元年選挙及び令和4年選挙と同一の本件定数配分規定の下で行われた本件選挙及び本件選挙区選挙について、裁判所は、憲法81条に基づき、違憲無効であると判断すべきである。

15 (被告の主張)

(1) 判断枠組みについて

国会の定めた定数配分規定が憲法14条1項等の規定に違反して違憲と評価されるのは、参議院の独自性のほか、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的  
20 ないし理由を考慮しても、投票価値の平等の見地からみて違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあり、かつ、当該選挙までの期間内にこれを是正する措置を講じなかったことが国会の裁量権の限界を超える場合に限られるものと解すべきである。

(2) 主位的主張

本件選挙時において、本件定数配分規定の下での選挙区間の投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったとはいえない。

25 ア 参議院の選挙制度については、参議院創設以来、都道府県単位の選挙区割り  
が採用されている。都道府県は、歴史的にも、政治的、経済的、社会的、文化的にも独

自の意義と実体を有する行政単位であり、国民の多くが帰属意識を持っており、一体感が醸成されている。それゆえ、都道府県を選挙区割りの基本単位とすることにより、地域ごとの多様な国民の意見を集約して国政に反映させることが可能になるといえ、都道府県を選挙区割りの基本単位とすることは合理的である。また、過疎化による地方の疲弊が進行し、都市部との格差が顕著なものとなった今日の社会状況下においては、地方に居住する少数派の国民の意見も国政に十分に反映されるような定数配分規定とする重要性が増してきている。そのため、都道府県を選挙区割りの基本単位とすることは、少数派の国民の意見を集約して国政に反映させることが期待できるという点においても合理性を有する上、憲法が多数派の一時的な勢力による弊害を防止するための抑制機関として衆議院のほかに参議院を設けた趣旨にも沿うものといえる。したがって、都道府県を選挙区割りの基本単位とすることは、国会が正当に考慮することができる政策的目的ないし理由として十分に考慮されるべきものである。

イ 国会は、平成27年改正により平成24年大法廷判決及び平成26年大法廷判決が指摘した違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態を解消し、平成30年改正により投票価値の不均衡の更なる是正を実現した。平成30年改正以降の本件定数配分規定に基づく通常選挙における投票価値の較差は、令和元年選挙時に1対3.00、令和4年選挙時に1対3.03、本件選挙時に1対3.13であり、いずれも、較差5倍前後という違憲状態が解消された平成28年選挙における較差3倍程度とさほど変わらず、較差が有意な拡大傾向にあるとはいえず、平成27年改正及び平成30年改正により実現された状態が維持されているから、本件定数配分規定の合憲性は本件選挙時でも維持されていたといえる。

ウ 参議院は、憲法上、3年ごとに議員の半数が改選されるため、選挙区選出議員の選挙区ごとの定数を偶数配分する必要があるほか、選挙区選出議員の定数が衆議院の小選挙区選出議員よりも少なく、大幅に増員することも困難であること、合区については、合区の対象となった県相互間における課題、利害等が一致するとは限らず、そうした場合に、当該合区から選出された参議院議員が両県の意見を集約して国政に

反映させることは事実上困難であるなど、様々な問題が指摘されている。このように、参議院の選挙制度の改革には様々な困難が伴う中、国会は、較差の更なる是正に向け、令和元年選挙後には参議院改革協議会を、令和4年選挙後には参議院改革協議会及び選挙制度の調査・検討に特化した「選挙制度に関する専門委員会」をそれぞれ設置し、

5 参議院の在り方や選挙制度の改革等について議論を継続しており、現時点では成案が得られていないものの、全ての会派が本件選挙後にも選挙制度の改革に関する議論を継続することを表明し、複数の会派が令和10年通常選挙に向けた制度改革を明示するなど、累次の最高裁判所大法廷判決を真摯に受け止めた検討と取組を継続している。

### (3) 予備的主張

10 仮に違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったとの評価がされるとしても、本件選挙までの期間内に本件定数配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいえない。

ア 当該選挙までの期間内に定数配分規定の是正をしなかったことが国会の裁量権の限界を超えるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた裁量権の行使の在り方として相当なものであったといえるか否かという観点に立って評価すべきであるとともに、裁判所において当該定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が違憲の問題が生ずる程度

15 20 度の著しい不平等状態にあるとの判断が示されるなど、国会が上記の不平等状態となったことを認識し得た時期を基準（始期）として、上記諸般の事情を総合考慮して判断されるべきである。

イ そこで、本件選挙までの事情をみると、国会は、平成27年改正により投票価値の較差を大幅に縮小させて投票価値の不均衡について違憲の問題が生ずる程度

25 著しい不平等状態を解消し、そのような状態から更に最大較差を縮小させるため、平成30年改正により現在の本件定数配分規定を定めたところ、令和元年選挙に係る令

和2年大法廷判決では本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということはできないと判示され、その結論は、令和4年選挙に係る令和5年大法廷判決でも維持された。その上で、本件選挙時の最大較差は1対3.13であり、平成21年大法廷判決までの累次の最高裁判所判決の事案において合憲とされた最大較差を大幅に  
5 下回り、令和2年大法廷判決及び令和5年大法廷判決により合憲と判断された令和元年選挙時及び令和4年選挙時の最大較差と大きく異なるとはいえないものであるから、投票価値の不均衡について違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあるとは考え難い状況であった。したがって、国会において、本件選挙までの間に、本件定数配分規定に基づく選挙区間における投票価値の不均衡が上記の不平等状態にまで  
10 至っていたことを認識し得たとはいえないから、前記の時期（始期）が開始していたとは認められない。

ウ 加えて、選挙区間の較差の更なる是正等のためには、参議院の議員定数を増加させる措置や、都道府県よりも広域の選挙区を設けるなどの措置を講ずることが考えられるものの、いずれの措置を講ずる場合でもそれ自体に困難が伴い、措置を講じた  
15 場合に種々の弊害が生じることも想定されるから、国会が是正のために採るべき立法措置の検討等に相応に長期の期間を要することはやむを得ないものというべきである。

### 第3 当裁判所の判断

1 本件選挙時において、本件定数配分規定の下での選挙区間の投票価値の不均衡  
20 が、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったか否かについて

(1) 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等を要求していると解される。他方、憲法は、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるために選挙制度をどのような制度にするかの決定を国会の裁量に委ねているのであって、投票価値の平等  
25 は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現

されるべきものである。それゆえ、国会が具体的に定めたところその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するとはいえない。

憲法が二院制を採用し衆議院と参議院の権限及び議員の任期等に差異を設けている趣旨は、それぞれの議院に特色のある機能を発揮させることによって、国会を公正かつ効果的に国民を代表する機関たらしめようとするところにあると解される。前記第2の2(3)アにおいてみた参議院議員の選挙制度の仕組みは、このような観点から、参議院議員について、全国選出議員（昭和57年法律第81号による公職選挙法の改正後は比例代表選出議員）と地方選出議員（同改正後は選挙区選出議員）に分け、前者については全国（全都道府県）の区域を通じて選挙するものとし、後者については都道府県を各選挙区の単位としたものである。昭和22年の参議院議員選挙法及び同25年の公職選挙法の制定当時において、このような選挙制度の仕組みを定めたことが、国会の有する裁量権の合理的な行使の範囲を超えるものであったということはいえない。しかしながら、社会的、経済的変化の激しい時代にあつて不断に生ずる人口変動の結果、上記の仕組みの下で投票価値の著しい不平等状態が生じ、かつ、それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合には、当該定数配分規定が憲法に違反するに至るものと解するのが相当である。

以上は、最高裁昭和54年（行ツ）第65号同58年4月27日大法廷判決・民集37巻3号345頁以降の参議院議員（地方選出議員ないし選挙区選出議員）選挙に関する累次の最高裁判所大法廷判決の趣旨とするところであり、基本的な判断枠組みとしてこれを変更する必要は認められない。

なお、原告は、憲法56条2項、1条、前文第1段等を根拠として、本件選挙は憲法が要求する出来る限りの人口比例選挙に反しているから無効である旨主張するが、憲法のこれらの規定から、上記の基本的な判断枠組みを超えて投票価値の平等が他の政策的目的等に優先するものと解することはできず、原告の主張は、上記の基本的な

判断枠組みを左右するものではない。

(2) 憲法は、二院制の下で、一定の事項について衆議院の優越を認める反面、参議院議員につき任期を6年の長期とし、解散もなく、選挙は3年ごとにその半数について行うことを定めている(46条等)。その趣旨は、立法を始めとする多くの事柄について参議院にも衆議院とほぼ等しい権限を与えつつ、参議院議員の任期をより長期とすること等によって、多角的かつ長期的な視点からの民意を反映させ、衆議院との権限の抑制、均衡を図り、国政の運営の安定性、継続性を確保しようとしたものと解される。そして、いかなる具体的な選挙制度によって、上記の憲法の趣旨を実現し、投票価値の平等の要請と調和させていくかは、二院制の下における参議院の性格や機能及び衆議院との異同をどのように位置付け、これをそれぞれの選挙制度にいかん反映させていくかという点を含め、国会の合理的な裁量に委ねられており、参議院議員につき衆議院議員とは異なる選挙制度を採用し、国民各層の多様な意見を反映させて、参議院に衆議院と異なる独自の機能を発揮させようとする事とも、選挙制度の仕組みを定めるに当たって国会に委ねられた裁量権の合理的行使として是認し得るものと考えられる。

また、具体的な選挙制度の仕組みを決定するに当たり、一定の地域の住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味する観点から、政治的に一つのまとまりを有する単位である都道府県の意義や実体等を一つの要素として考慮すること自体が否定されるべきものであるとはいえず、投票価値の平等の要請との調和が保たれる限りにおいて、このような要素を踏まえた選挙制度を構築することが直ちに国会の合理的な裁量を超えるものとは解されない。

(3) 参議院議員の選挙制度と衆議院議員の選挙制度は、選出方法等に係るこれまでの変遷を経て同質的なものとなってきたところ、衆議院議員選挙については、投票価値の平等の要請に対する制度的な配慮として、選挙区間の人口の較差が2倍未満となるようにする旨の区割りの基準が定められ、少なくとも長期間にわたり2倍以上の較差が放置されることはないような措置が講じられている(衆議院議員選挙区画定

審議会設置法3条、4条参照)。また、急速に変化する社会の情勢の下で、議員の長い任期を背景に、国政の運営における参議院の役割は大きなものとなってきている。

そうすると、二院制に係る憲法の趣旨や、半数改選などの参議院の議員定数配分に当たり考慮を要する固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が後退してもよいと解すべき理由は見いだし難い。したがって、立法府においては、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれる中で、較差の更なる是正を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等について議論し、取組を進めることが引き続き求められているというべきである(令和2年大法廷判決、令和5年大法廷判決各参照)。

この観点からみると、4県2合区を導入すること等を内容とする平成27年改正により、数十年間にもわたり5倍前後で推移してきた選挙区間の最大較差は3倍程度まで縮小したものの、その後は、平成27年改正後の定数配分規定の下での平成28年選挙から、平成30年改正後の定数配分規定(本件定数配分規定)の下での令和元年選挙、令和4年選挙及び本件選挙に至るまでの約9年間もの長期間にわたって、選挙区間の最大較差は3倍程度で常態化し、むしろ、令和元年選挙当時(選挙区間の最大較差3.00倍)及び令和4年選挙当時(選挙区間の最大較差3.03倍)と比べて、本件選挙当時(選挙区間の最大較差3.13倍)は僅かながらにせよ拡大傾向にある。そして、憲法上、選挙権は国民が有する最も重要な基本的人権の一つであり、投票価値の平等を不当に害してはならないことは多言を要しないところ、上記のような較差の推移を踏まえ、選挙権及び投票価値の平等の憲法上の重要性に鑑みると、平成28年選挙から本件選挙までの約9年間にわたり当該較差が約3倍程度の水準から有意には拡大していないこと*に*いわば安住することは相当ではなく、本件選挙当時、選挙区間の最大較差が3.13倍に開いていたことは、原則として憲法が許容しない程度の投票価値の不平等があったものというべきであり、立法府のそれまでの対応において、選挙区間の較差を更に是正するとともに、この較差が再び拡大することのないように図ることに向けた積極的な取組や具体的な進展等を見いだし得ない場合には、違

憲の問題が生じる程度の著しい不平等状態にあったものというべきである。

(4) 前記前提事実によれば、平成27年改正法は、選挙区選出議員の選挙区及び定数について、鳥取県及び島根県、徳島県及び高知県をそれぞれ合区して定数2人の選挙区とするとともに、3選挙区の定数を2人ずつ減員し、5選挙区の定数を2人ずつ増員することなどを内容とするものであり、その附則7条には、平成31年に行われる通常選挙に向けて、参議院の在り方を踏まえて、選挙区間における議員1人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとするとの規定が置かれていたことが認められるところ、平成27年改正法により、数十年間にもわたり5倍前後で推移してきた選挙区間の最大較差は、平成28年選挙当時で3.08倍まで縮小するに至ったのであるから、平成24年大法院判決等の趣旨に沿って較差の是正を図ったものとみることができ、附則7条において、今後における較差の更なる是正に向けての方向性と立法府の決意が示されるとともに、再び大きな較差を生じさせることのないよう配慮されていた。さらに、平成30年改正法において、平成27年改正法における方向性を踏襲し、4県2合区は維持した上で、選挙区選出議員の定数を2人増員して埼玉県選挙区に配分するなどの改正がされ、この改正後の定数配分規定（本件定数配分規定）によって、令和元年選挙当時の選挙区間の最大較差は3.00倍と更に縮小している。このように立法府において種々の取組がされてきたことは評価すべきものといえる。

しかしながら、平成30年改正を経た後は、令和元年選挙後の令和3年5月に参議院の各党派代表によって改めて設置された参議院改革協議会においては、参議院議員の選挙制度改革につき、各党派の間で一定の議論はされたものの、最終的に、参議院選挙制度改革の具体的な方向性についての各党派の意見が一致するには至らず、令和4年5月及び同年6月に開かれた参議院憲法審査会における参議院選挙制度改革をめぐる議論の状況も同様であり、また、令和4年選挙後、本件選挙に至るまでの間においても、参議院改革協議会では、「選挙制度に関する専門委員会」を設置するなどして、令和4年11月から令和7年6月まで約2年半の期間をかけて、参議院選挙制度

についての検討が行われたが、具体的な選挙制度の枠組みについては、各会派の考え方に異同があり、意見の集約が困難で結論が得られず、参議院選挙制度の改革について協議を継続する意向を示すにとどまり、具体的な検討は先送りされている。令和4年12月から令和5年12月にかけて開催された参議院憲法審査会における参議院選挙制度改革をめぐる議論の状況も、これとほぼ同様であった。このように、選挙区間の較差の更なる是正等に向けての議論は停滞し、較差の更なる是正のための法改正の見通しが立つに至っていないことはもとより、その実現に向けた具体的な検討の進展も見られないことからすれば、令和2年大法廷判決及び令和5年大法廷判決が、立法府においては、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれる中で、較差の更なる是正を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等について議論し、取組を進めることが求められているというべきであることを繰り返し述べてきたにもかかわらず、平成30年改正後、本件選挙までの間の立法府の検討過程において、これら的大法廷判決の趣旨に沿って、選挙区間の較差を更に是正するとともに、この較差が再び拡大することのないように図ることに向けた積極的な取組や具体的な進展等を見いだすことはできない。

このような状況に照らし、投票価値の平等にかかる憲法上の重要性にも鑑みれば、本件選挙当時、選挙区間の最大較差が3.13倍に開いていたことにつき、立法府において当該較差の是正に向けた実効性のある検討や取組が続けられてきたものとは評価し難く、当該較差の是正に向けた責務を立法府に課すことのないまま現状を追認することは最早相当とはいえないのであって、本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態すなわち違憲状態にあったものというべきである。

2 本件選挙までの期間内に違憲状態にある投票価値の不均衡の是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えとして、本件定数配分規定が憲法に違反し無効であり、これに基づいて行われた本件選挙区選挙も無効であるか否かについて

(1) 本件選挙の時点において投票価値の不均衡が違憲の問題が生ずる程度の著し

い不平等状態すなわち違憲状態に至っている旨の司法の判断が示されれば、国会はこれを受けて是正を行う責務を負うものであるところ、本件選挙までの期間内にその是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるといえるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた裁量権の行使の在り方として相当なものであったといえるか否かという観点に立って評価すべきものと解される（平成26年大法廷判決参照）。

(2) 参議院議員の選挙制度の仕組み自体の見直しについては、参議院の在り方をも踏まえた高度に政治的な判断が求められるなど、事柄の性質上課題も多いため、その検討に相応の時間を要することは認めざるを得ず、また、参議院の各会派による協議を経て改正の方向性や制度設計の方針を策定し、具体的な改正案を立案して法改正を実現していくためには、これらの各過程における諸々の手続や作業が必要となる。その一環としては、例えば、参議院議員の総定数の増加や比例代表選出議員と選挙区選出議員との割り振りの問題、あるいは、平成27年改正法により導入された合区制を今後も維持することの可否を含む選挙区の単位の問題等のほか、参議院においては憲法上3年ごとに議員の半数を改選するとされている（46条）ことから各選挙区に偶数の定数を配分することが想定されるなどの固有の要素があることなどが挙げられる。このような状況の下で、立法府において、選挙区間の較差の更なる是正を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくためにいかなる方策を採り得るかについては、選挙制度の仕組みや投票価値の較差を生じさせる要因等、諸般の事情を総合的に考慮し、代表民主制の下で国民の利害や意見を公正かつ効率的に国政に反映させるという憲法上の要請の観点から、慎重かつ漸進的に判断することを要する性質のものである。そうすると、前述のとおり、本件選挙時において、選挙区間の最大較差は約3倍程度の状態が平成28年選挙から数えて約9年間もの長期間にわたって継続しており、このような投票価値の著しい不平等を是正する措置を講じることは、現時

点に至っては、立法府において可及的速やかに対処し解決すべき課題であると位置付けるべきものであって、これを是正すべき責務を立法府に課することが相当であるといえるものの、立法府が選挙区間の最大較差の是正に向けた取組を進めていくには、更に議論を積み重ねる中で種々の方策の実効性や課題等を慎重に見極めつつ、広く国民の理解も得ていく必要があると考えられ、合理的な成案に達するにはなお一定の時間を要することが見込まれる。

以上に加えて、令和元年選挙に関する令和2年大法廷判決及び令和4年選挙に関する令和5年大法廷判決においては、各選挙当時の選挙区間の最大較差は違憲状態にあったとはいえないとの判断が示されていたことにも鑑みれば、令和4年選挙以降、本件選挙までの間に、投票価値の不均衡の是正を内容とする法改正がなされておらず、その是正に向けた具体的な進展等も見られない状況であることを踏まえても、本件選挙までの期間内に違憲状態にある選挙区間の最大較差の是正がされなかったことをもって、国会の裁量権の限界を超えるものであったということとはできない。

(3) したがって、本件定数配分規定が本件選挙当時憲法に違反していたということ  
はできない。

#### 第4 結論

以上のおり、本件選挙当時において本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということとはできないから、同規定が違憲無効であるとして同規定に基づいて行われた本件選挙区選挙も無効であると主張する原告の請求は、理由がない。

よって、原告の請求を棄却することとして、主文のおり判決する。

広島高等裁判所松江支部

裁判長裁判官 寺 本 昌 広

(原本署名押印欄)

5

---

裁判官 徳 井 真



(原本署名押印欄)

10

---

裁判官 森 里 紀 之

15

(原本署名押印欄)

20

---



令和7年11月6日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和7年(行ケ)第1号 選挙無効請求事件

口頭弁論終結日 令和7年9月18日

判 決

5

秋田県

原 告

同訴訟代理人弁護士

同

同

10

同

同

升 永 英 俊

久 保 利 英 明

伊 藤 真

長 尾 浩 行

小 川 尚 史

秋田市山王4丁目1番1号

被 告

同代表者委員長

15

同指定代理人

同

同

同

同

20

同

同

同

同

同

25

同

同

秋田県選挙管理委員会

竹 田 勝 美

安 見 章

佐 藤 真 梨 子

豊 岡 慎 也

金 岡 佑 樹

平 泉 強

石 川 洋

佐 藤 大 輔

菊 池 智 哉

大 河 俊

八 幡 岳 史

山 本 昇

佐 藤 大 樹

同 高 柳 龍 太  
主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請 求

令和 7 年 7 月 2 0 日に行われた参議院（選挙区選出）議員選挙の秋田県選挙区における選挙を無効とする。

第 2 事 案 の 概 要

本件は、令和 7 年 7 月 2 0 日に行われた参議院議員通常選挙（以下「本件選挙」という。）について、秋田県選挙区の選挙人である原告が、公職選挙法 1 4 条 1 項、別表第 3 の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定（以下、数次の改正の前後を通じ、平成 6 年法律第 2 号による改正前の別表第 2 を含め、「定数配分規定」という。）は憲法に違反し無効であるから、これに基づき行われた本件選挙の上記選挙区における選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である。

1 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 原告は、本件選挙における秋田県選挙区の選挙人である。

(2) 本件選挙は、平成 3 0 年法律第 7 5 号（以下「平成 3 0 年改正法」という。）による改正（以下「平成 3 0 年改正」という。）後の公職選挙法 1 4 条 1 項、別表第 3 の参議院（選挙区選出）議員の定数配分規定（以下「本件定数配分規定」という。）の下で、令和 7 年 7 月 2 0 日に行われた。

(3) 本件選挙の選挙区ごとの選挙当日有権者数、議員定数、議員 1 人当たり人口及び較差は、別紙「参議院選挙区別 人口、定数、較差」に記載のとおりであり、選挙区間における議員 1 人当たりの選挙人数の最大較差（以下、各選挙当

時の「選挙区間の最大較差」というときは、この選挙人数の最大較差をいう。) は、最小の福井県選挙区を1とすると、神奈川県選挙区及び東京都選挙区が最大の3.13倍(以下、較差に関する数値は、いずれも小数点第3位以下を四捨五入した概数である。)であった。なお、福井県選挙区と、原告が選挙人である秋田県選挙区との較差は1.29倍であった。(乙1)

## 2 争点及び争点に対する当事者の主張

本件の争点は、本件定数配分規定の合憲性であり、争点に対する当事者の主張は以下のとおりである。

### (1) 原告の主張

ア 「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める」とする憲法47条は、その解釈基準である憲法前文第1項第2文の趣旨を踏まえて解釈すべきである。すなわち、憲法前文第1項第2文からは、国政を信託された国民の代表者は、受益者である国民に対する忠実義務を負い、また、国政から生じる福利は委託者兼受益者である国民が享受するものであって、受託者である国民の代表者が享受する余地はないといえる。選挙区割規定の立法は議員の身分に直接関わる事柄であるから、国民の代表者が、投票価値の較差の変更を伴う選挙区割規定を立法することは、国民の利益より自らの利益を図り、忠実義務に反するものであるし、国政から生じる福利(投票価値の較差から生じる利益)を享受するものである。以上に照らすと、憲法47条の適用について、国会が広範な立法裁量権を有すると解釈すべきではない。

イ 憲法56条2項、1条及び前文第1項第1文後段、前文第1項第1文前段、43条1項は、主権(国家のあり方を最終的に決定する力)を有する国民を代表する議員の過半数によって両議院の議事を決することを規定している。そして、主権者の過半数が国家のあり方を最終的に決定するためには、各議員が同じ人数の主権を有する国民から算出されることが求められる。これは、

人口比例選挙によつてのみ実現可能であるから、これらの規定は、国会議員が人口比例選挙によつて正当に選挙されることを要求している。

憲法の要求する人口比例選挙は、実務上、合理的に実施可能な限りでの人口比例選挙であれば足りると考えられる。しかし、その合理性の主張・立証責任は被告にある。また、各選挙区の選挙人数又は人口数と配分議員定数との比例の平等が最も重要かつ基本的な基準とされるべきことが当然であり、被告が主張する地域性に係る問題のために、殊更にある地域（都道府県）の選挙人と他の地域（都道府県）の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいひ難く、さらに、二院制に係る憲法の趣旨や半数改選などの参議院の定数配分に当たり考慮を要する固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い。

以上から、本件選挙時における選挙区間の最大較差1対3.13は、合理性を欠いており、1人1票を要求する人口比例選挙とはいえないから、本件定数配分規定は違憲である。

ウ 最高裁令和5年（行ツ）第54号同年10月18日大法廷判決・民集77巻7号1654頁（以下「令和5年大法廷判決」という。）は、国会に対し、較差の更なる是正、選挙制度の仕組み自体の抜本的見直しを要請したにもかかわらず、国会は、これに応ずることなく、本件選挙は、前回及び前々回選挙と同一の選挙区割り規定の下で行われた結果、本件選挙当時の選挙区間の最大較差1対3.13は、令和元年7月21日に行われた前々回の参議院議員通常選挙（以下「令和元年選挙」といい、参議院議員通常選挙のことを単に「通常選挙」という。）当時の3.00及び令和4年7月10日に行われた前回の通常選挙（以下「令和4年選挙」という。）当時の3.03から著しく後退した。このような事情の下では、裁判所は、憲法81条に基づき、本件選挙を直ちに違憲と判断すべきである。

(2) 被告の主張

ア 定数配分規定が憲法14条等の規定に違反して違憲とされるのは、参議院の独自性や他の正当に考慮できる政策的目的・理由を考慮しても、投票価値の平等の見地からみて違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあり、かつ、当該選挙までの合理的期間内にその是正措置を講じなかったことが国会の裁量権の限界を超える場合に限られる。

イ 以下の事情によれば、本件選挙当時、本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたとは認められない。

(7) 都道府県の歴史的、政治的、経済的、社会的及び文化的な意義、役割や国民の都道府県への帰属意識、選挙区割の恣意性の回避の利益からすると、都道府県を単位とする選挙区割りをするには合理性があるし、地方公共団体等は、都道府県単位の選挙区割の存続を強く望み、平成27年12月実施の世論調査においても、合区を支持する意見は少なく、都道府県単位の代表を選ぶことを優先する意見の割合が最多であって、これを大きく変えることは、国民の投票意識に悪影響を与えるなどのおそれもある。また、参議院が、衆議院における市町村の単位を基本とする小選挙区制度と異なる都道府県を基本的な単位とする選挙区選挙制度を維持することにより、両議院の選挙制度全体として多角的な民意の反映が可能になる。加えて、過疎化により地方の疲弊が進行した今日の社会的状況下においては、地方に住む少数派の国民の意見も十分に国政に届くような定数配分規定を定めることの重要性が増している。これらの事情を考慮することは、国会による裁量権の行使として合理性を有する。

(イ) 国会は、最高裁平成23年(行ツ)第51号同24年10月17日大法廷判決・民集66巻10号3357頁(以下「平成24年大法廷判決」という。)及び最高裁平成26年(行ツ)第155号、第156号同年11

月26日大法廷判決・民集68巻9号1363頁（以下「平成26年大法廷判決」という。）の趣旨に沿い、4県2合区の創設を含む10増10減等を内容とする平成27年法律第60号（以下「平成27年改正法」という。）による公職選挙法の改正（以下「平成27年改正」という。）を行い、4.77倍の最大較差を2.97倍に縮小させて投票価値の平等の見地からみて違憲の問題が生じる程度の著しい不平等状態を解消し、同改正後の定数配分規定に基づき実施された平成28年参議院議員選挙当時、最大較差は3.08倍となっていたが、最高裁平成29年（行ツ）第47号同年9月27日大法廷判決・民集71巻7号1139頁（以下「平成29年大法廷判決」という。）は、前記定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえないと判示した。

国会は、その後、合区による弊害や合区解消を強く望む意見を認識しつつ、同大法廷判決の趣旨を踏まえて平成27年改正後の選挙区割を踏襲し、埼玉県選挙区の定数を2増加し、比例代表選出議員の選挙に特定枠の制度を導入する平成30年改正法により、較差の更なる是正を行い、最大較差は、平成27年国勢調査によれば1対2.99、令和元年選挙当時で1対3.00となった。これらの改正は、前記アのとおり国会において正当に考慮することができる政策目的・理由に基づき合理性を有するものである。本件選挙は、平成30年改正後の本件選挙区割により行われたものであるところ、その最大較差は1対3.13、較差3倍以上となった選挙区は3つにとどまっており、平成30年改正による改善後は較差がほとんど拡大しておらず、平成27年改正より前の5倍前後の較差に戻る傾向は認められない。

(ウ) 参議院は、憲法上、3年ごとに議員の半数を改選するとされるため（46条）、選挙区選出議員148名、改選対象74名（いずれも平成30年改正法による人数）を各選挙区に配分する必要がある、この定員の大幅な

増加は事実上困難であるという技術的制約がある。また、合区を導入したことにより、意見集約上の困難さや投票率の低下等、選挙権行使に対する心理的悪影響等の様々な問題が指摘されており、合区に対する反対意見が強く存在する。このように、参議院の選挙制度の改革には困難を伴い、都道府県単位を基本とする選挙区を見直すことには、代表民主制の下で国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させる観点から慎重に検討すべき課題が依然として存在するといえ、国会が較差の是正のための検討等に時間を要したとしてもやむを得ないものといえる。このような状況下において、国会は、平成27年改正及び平成30年改正を行い、その後も、参議院の各会派代表による参議院改革協議会等を設置して選挙制度改革等について議論を継続している。そして、令和4年選挙後も、令和3年設置の参議院改革協議会の報告書に従って、すぐに令和4年に参議院改革協議会を設置し、その下に設置された専門委員会が、16回にわたって選挙制度の在り方等について調査検討を行い、現行の合区は解消すべきとの意見が大勢であるが、具体的な選挙制度の枠組みについては、都道府県単位の選挙区を維持すべきとの意見とブロック制を導入すべきとの意見に分かれる状況であることを報告し、同協議会は、その報告を受けた意見交換を2回行った。同協議会においては、なお意見の集約は困難な状況であったため、成案は得られなかったが、令和10年の通常選挙に向けて、本件選挙後、協議の場を速やかに設け、選挙制度改革の方向性を見いだすべく協議が引き継がれることを希望する旨の報告書を作成し、全ての会派が、本件選挙後にも選挙制度の改革に関する議論を継続することを表明し、複数の会派が令和10年の通常選挙に向けた制度改正を明示するなどしており、国会の取り組みが不適切であるとはいえない。

ウ 前述のとおり、国会は、平成27年改正により投票価値の著しい不平等状態を解消し、平成30年改正によりこれをさらに改善させ、本件選挙時の最

大較差は1対3.13倍と、平成27年改正より前の最大較差を大幅に下回り、最高裁大法廷判決により合憲と判断された令和元年選挙及び令和4年選挙における最大較差と大きく異なるものではなかったから、本件選挙当時、投票価値の不均衡が違憲状態にあるとおよそ考え難い状況にあった。

したがって、仮に本件定数配分規定が違憲状態であったとしても、国会が違憲状態にあったことを認識し得た時期が開始していたとはいえないし、是正のための立法措置に必要となる手続等を考慮すれば、本件選挙までの期間内に本件定数配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権逸脱になるとはいえない。

### 10 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定事実等（争いのない事実、顕著な事実及び後掲各証拠により認められる事実）

(1) 参議院議員選挙法（昭和22年法律第11号）は、参議院議員の選挙について、参議院議員の総定数250人を全国選出議員100人と地方選出議員150人とに区分し、全国選出議員については、全都道府県の区域を通じて選出されるものとする一方、地方選出議員については、その選挙区及び各選挙区における議員定数を別表で定め、都道府県を単位とする選挙区において選出されるものとした。そして、選挙区ごとの議員定数については、憲法が参議院議員につき3年ごとにその半数を改選する旨定めていることに応じて、各選挙区を通じてその選出議員の半数が改選されることとなるように配慮し、定数を偶数として最小2人を配分する方針の下に、昭和21年当時の人口に基づき、各選挙区の人口に比例する形で、2人ないし8人の偶数の議員定数を配分した。昭和25年に制定された公職選挙法の定数配分規定は、上記の参議院議員選挙法の議員定数配分規定をそのまま引き継いだものであり、その後、沖縄県選挙区の議員定数2人が付加されたほか、平成6年法律第47号による公職選挙法の改正（以下「平成6年改正」という。）まで、上記定数配分規定に変更はなかつ

た。なお、昭和57年法律第81号による公職選挙法の改正（以下「昭和57年改正」という。）により、参議院議員252人は各政党等の得票に比例して選出される比例代表選出議員100人と都道府県を単位とする選挙区ごとに選出される選挙区選出議員152人とに区分されることになったが、この選挙区選出議員は、従来の地方選出議員の名称が変更されたものである。その後、平成12年法律118号による公職選挙法の改正（以下「平成12年改正」という。）により、参議院議員の総定数が242人とされ、比例代表選出議員96人及び選挙区選出議員146人とされた。（乙9、10）

(2) 参議院議員選挙法制定当時、選挙区間における議員1人当たりの人口の最大較差（以下、各立法当時の「選挙区間の最大較差」というときは、この人口の最大較差をいう。）は2.62倍であったが、人口変動により次第に拡大を続け、平成4年に行われた通常選挙当時、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差が6.59倍に達した後、平成6年改正における7選挙区の定数を8増8減とする措置により、同2年10月実施の国勢調査結果による人口に基づく選挙区間の最大較差は4.81倍に縮小した。その後、平成12年改正における3選挙区の定数を6減とする措置及び平成18年法律第52号による公職選挙法の改正（以下「平成18年改正」という。）における4選挙区の定数を4増4減とする措置の前後を通じて、同7年から同19年までに行われた各通常選挙当時の選挙区間の最大較差は5倍前後で推移した。（乙3、9、10）

しかるところ、最高裁判所大法廷は、定数配分規定の合憲性に関し、平成4年に行われた通常選挙について、違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態が生じていた旨判示したが（最高裁平成6年（行ツ）第59号同8年9月11日大法廷判決・民集50巻8号2283頁）、平成6年改正後の定数配分規定の下で行われた2回の通常選挙については、上記の不平等状態に至っていたとはいえない旨判示した（最高裁平成9年（行ツ）第104号同10

年9月2日大法院判決・民集52巻6号1373頁、最高裁平成11年(行ツ)第241号同12年9月6日大法院判決・民集54巻7号1997頁)。その後、平成12年改正後の定数配分規定の下で行われた2回の通常選挙及び平成18年改正後の定数配分規定の下で同19年に行われた通常選挙のいずれについても、最高裁判所大法院は、結論において当該各定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえない旨の判断を示した(最高裁平成15年(行ツ)第24号同16年1月14日大法院判決・民集58巻1号56頁、最高裁平成17年(行ツ)第247号同18年10月4日大法院判決・民集60巻8号2696頁、最高裁平成20年(行ツ)第209号同21年9月30日大法院判決・民集63巻7号1520頁)。もともと、上記最高裁平成18年10月4日大法院判決においては、投票価値の平等の重要性を考慮すると投票価値の不平等の是正について国会における不断の努力が望まれる旨の、上記最高裁同21年9月30日大法院判決においては、当時の較差が投票価値の平等という観点からはなお大きな不平等が存する状態であって、最大較差の大幅な縮小を図るためには現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となる旨の指摘がそれぞれされるなど、選挙区間の最大較差が5倍前後で常態化する中で、較差の状況について投票価値の平等という観点から実質的にはより厳格な評価がされるようになっていた。

(3) 平成22年7月11日、選挙区間の最大較差が5.00倍の状況において行われた通常選挙につき、平成24年大法院判決は、結論において同選挙当時の定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえないとしたものの、長年にわたる制度及び社会状況の変化として、①参議院議員の選挙制度と衆議院議員の選挙制度が同質的なものとなってきたとともに、急速に変化する社会の情勢の下で、議員の長い任期を背景に国政の運営における参議院の役割はこれまでにも増して大きくなってきていること、②衆議院については、投票価値の平等の要請に対する制度的な配慮として、選挙区間の人口の較差が2倍未満

となることを基本とする旨の区割りの基準が定められていること等を挙げた上で、参議院議員の選挙であること自体から直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難く、都道府県が政治的に一つのまとまりを有する単位として捉え得ること等の事情は数十年間にもわたり投票価値の大きな較差が継続することを正当化する理由としては十分なものとはいえず、都道府県間の人口較差の拡大が続き、総定数を増やす方法を探ることにも制約がある中で、都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを維持しながら投票価値の平等の要求に応えていくことはもはや著しく困難な状況に至っているなどとし、上記通常選挙当時の最大較差が示す投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあった旨判示するとともに、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ、できるだけ速やかに違憲の問題が生ずる上記の不平等状態を解消する必要がある旨を指摘した。

(4) 平成24年大法廷判決の言渡し後、平成24年11月16日に公職選挙法の一部を改正する法律(同年法律第94号。以下「平成24年改正法」という。)が成立し、同月26日に施行された。同法は、選挙区選出議員について4選挙区で定数を4増4減とすることを内容とするものであった。(乙9、10、11の1)

(5) 平成25年7月21日、平成24年改正法による改正後の定数配分規定の下での通常選挙(以下「平成25年選挙」という。)が行われた。同選挙当時の選挙区間の最大較差は4.77倍であった。(乙3)

平成26年大法廷判決は、結論において平成25年選挙当時の定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえないとしたものの、平成24年大法廷判決の判断に沿って、平成24年改正法による上記4増4減の措置は、都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを維持して一部の選挙区の定数

を増減するにとどまり、現に選挙区間の最大較差については上記の改正の前後を通じてなお5倍前後の水準が続いていたのであるから、同法による上記措置を経た後も、選挙区間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあった旨判示するとともに、都道府県を単位として各選挙区  
5 区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなどの具体的な改正案の検討と集約が着実に進められ、できるだけ速やかに、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置によって上記の不平等状態が解消される必要がある旨を指摘した。

(6) 平成27年7月28日、平成27年改正法が成立し、同年11月5日に施行  
10 された。同法による平成27年改正の結果、平成22年10月実施の国勢調査結果による人口に基づく選挙区間の最大較差は2.97倍となった。平成27年改正法は、選挙区選出議員の選挙区及び定数について、鳥取県及び島根県、徳島県及び高知県をそれぞれ合区して定数2人の選挙区とするとともに、3選挙区  
15 の定員を2人ずつ減員し、5選挙区の定数を2人ずつ増員することなどを内容とするものであり、その附則7条には、平成31年に行われる通常選挙に向けて、参議院の在り方を踏まえて、選挙区間における議員1人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとするとの規定が置かれていた。(乙3、11  
20 の1、2)

(7) 平成28年7月10日、平成27年改正後の定数配分規定の下での通常選挙  
20 (以下「平成28年選挙」という。)が行われた。同選挙当時の選挙区間の最大較差は3.08倍であった。(乙3)

平成29年大法院判決は、平成27年改正法につき、単に一部の選挙区の定  
25 数を増減するにとどまらず、参議院創設以来初めての合区を行うことにより、長期間にわたり投票価値の大きな較差が継続する要因となっていた都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを見直すことをも内容とするもの

であり、これによって、数十年間にもわたり5倍前後で推移してきた選挙区間の最大較差は2.97倍（選挙当時は3.08倍）まで縮小するに至ったのであるから、平成24年大法廷判決等の趣旨に沿って較差の是正を図ったものとみることができるとし、また、その附則において、前記(6)のとおり規定され、  
5 今後における投票価値の較差の更なる是正に向けての方向性と立法府の決意が示されるとともに、再び大きな較差を生じさせることのないよう配慮されているものということができるなどとして、平成28年選挙当時の定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえないとした。

10 (8) 平成28年選挙において、合区の対象となった4県のうち島根県を除く3県では、投票率が低下して当時における過去最低の投票率となったほか、無効投票率が全国平均を上回り、高知県での無効投票率は全国最高となった。なお、平成25年選挙においては、無効投票率が全国平均を上回っていたのは、上記4県のうち高知県のみであった。（乙11の4ないし6）

15 全国知事会は、平成28年7月29日、平成28年選挙において投票率の著しい低下など様々な弊害が顕在化したなどとして、合区の早急な解消を求める決議を行った。また、全国都道府県議会議長会や全国市長会等においても、合区  
20 区の早急な解消に向けた決議等が行われた。（乙29、30の2ないし6、乙31の1ないし6、乙32の1ないし3、乙33の1ないし5、乙34の3ないし6、乙35の2ないし4、乙36〔枝番を含む。〕、37の5、16、18ないし20、25ないし38、40、42ないし57、59、92ないし124）

平成29年2月、参議院の各会派代表による参議院改革協議会が設置され、同年4月、同協議会の下に参議院選挙制度改革について集中的に調査を行う  
25 「選挙制度に関する専門委員会」が設けられた。同委員会は、参議院選挙制度改革に対する考え方について、一票の較差、選挙制度の枠組みとそれに基づく

議員定数の在り方、選挙区の枠組み等について協議を行った上で、選挙区選出議員について、全ての都道府県から少なくとも1人の議員が選出される都道府県を単位とする選挙区とすること、一部合区を含む都道府県を単位とする選挙区とすること、又は選挙区の単位を都道府県に代えてより広域のものとするこ  
5 との各案について検討を行ったほか、選挙区選出議員及び比例代表選出議員の二本立てとしない場合を含めた選挙制度の在り方等についても議論を行った。しかしながら、これらの議論を経た上で各党派から示された選挙制度改革の具体的な方向性についての意見の内容は、選挙区の単位、合区の存廃、議員定数の増減等の点において大きな隔たりがある状況であった。（乙12ないし18  
10 [乙17は枝番を含む。]）

平成30年6月、参議院改革協議会において、自由民主党から、選挙区の単位を都道府県とすること及び平成27年改正による4県2合区は維持した上で、選挙区選出議員の定数を2人増員して埼玉県選挙区に配分するとともに、  
15 比例代表選出議員の定数を4人増員し、政党等が優先的に当選人となるべき候補者を定めることができる特定枠制度を導入するとの案が示された。その後、協議が行われるなどしたものの、各党派間の意見の隔たりがある状況であったため、各党派が参議院に法律案を提出し、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会において議論が進められることとなり、上記の自由民主党  
20 の提案内容に沿った法律案のほか、現在の選挙区選出議員の選挙及び比例代表選出議員の選挙に代えてより広域の選挙区による選挙を導入することを内容とする法律案等が提出された。同年7月11日、上記特別委員会において、上記の自由民主党の提案内容に沿った公職選挙法の一部を改正する法律案が可決すべきものとされ、その際、「今後の参議院選挙制度改革については、憲法の趣旨にのっとり、参議院の役割及び在り方を踏まえ引き続き検討を行うこと」  
25 との附帯決議がされた。（乙19 [枝番を含む。] ないし23）

平成30年7月18日、上記法律案通りの平成30年改正法が成立し、同年

10月25日に施行された。平成30年改正の結果、平成27年10月実施の国勢調査結果による日本国民人口に基づく選挙区間の最大較差は2.99倍となった。(乙3)

5 (9) 令和元年7月21日、本件定数配分規定の下での初めての通常選挙である令和元年選挙が行われた。同選挙当時の選挙区間の最大較差は3.00倍であった。(乙5の1)

最高裁令和2年(行ツ)第78号同年11月18日大法廷判決・民集74巻8号211頁(以下「令和2年大法廷判決」という。)は、立法府においては、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれる中で、較差の更なる是正を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等について議論し、取組を進めることが求められているところ、平成30年改正において、こうした取組が大きな進展を見せているとはいえないとしながらも、平成30年改正法につき、数十年間にわたって5倍前後で推移してきた最大較差を3倍程度まで縮小させた平成27年改正法における方向性を維持するよう配慮したものであるということができ、また、参議院選挙制度の改革に際しては、事柄の性質上、慎重な考慮を要することに鑑み、その実現は漸進的にならざるを得ない面があることからすると、立法府の検討過程において較差の是正を指向する姿勢が失われるに至ったと断ずることはできないなどとして、令和元年選挙当時の本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえないとした。

20 (10) 令和元年選挙において、合区の対象となった徳島県での投票率は全国最低となり、鳥取県及び島根県の投票率もそれぞれ過去最低となった。また、合区の対象となった4県での無効投票率はいずれも全国平均を上回り、徳島県では全国最高となった。(乙5の2、3、乙40の9)

令和元年選挙の後も、全国知事会等において、合区の解消を求める決議等が

行われている（乙30の7ないし9、乙31の7ないし9、乙32の4ないし9、乙33の6ないし11、乙34の7ないし14、乙35の5ないし9、乙37の2、125ないし147）。

令和3年5月、参議院の各会派代表による参議院改革協議会が改めて設置され、参議院の組織及び運営の改革に関する検討項目の一つとして、較差の是正を含む選挙制度改革についての議論がされた。合区については、何らかの形で解消することを目指す意見が多かったものの、都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを維持するか、選挙区の単位を都道府県に代えてより広域のものとするか、議員の総定数を増やすか等の点について意見の隔たりがあり、最終的に、参議院選挙制度改革の具体的な方向性についての各会派の意見が一致するには至らなかった。令和4年5月及び同年6月に開かれた参議院憲法審査会における参議院選挙制度改革をめぐる議論の状況も、上記と同様であった。

（乙24、25〔枝番を含む。〕）

(11) 令和4年7月10日、本件定数配分規定の下での2回目の通常選挙である令和4年選挙が行われた。同選挙当時の選挙区間の最大較差は、最小の福井県選挙区を1とすると、神奈川県選挙区の3.03倍であり、宮城県選挙区及び東京都選挙区においても較差が3倍を超えた（乙6の1）。

令和5年大法廷判決は、令和4年選挙までの間に、立法府に求められた較差の更なる是正のための法改正の実現に向けた具体的な検討が進展しているとはいえないとしながらも、平成27年改正により、数十年間にもわたり5倍前後で推移してきた最大較差を3倍程度まで縮小させ、その後令和4年選挙までの約7年間、4県2合区が維持され、最大較差は3倍程度で推移して有意な拡大傾向にあるともいえない中、都道府県より広域の選挙区を設けるなどの方策や、議員定数の見直しなどの方策について議論されてきたが、上記是正に向けた取組みを進めていくには、更に議論を積み重ねる中で種々の方策の実効性や課題等を慎重に見極めつつ、広く国民の理解も得ていく必要があると考え

られ、合理的な成案に達するにはなお一定の時間を要することが見込まれる状況にあり、立法府が、参議院議員の選挙制度の改革に向けた議論を継続する中で、較差の拡大の防止等にも配慮して本件定数規定を維持したという経緯に鑑みれば、具体的な方策を新たに講ずるに至らなかったことを考慮しても、令和  
5 4年選挙当時の本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえないとした。なお、令和5年大法廷判決は、較差の更なる是正を図ること等は喫緊の課題というべきであり、立法府で議論がされてきた種々の方策に課題や制約があり、事柄の性質上慎重な考慮を要するにせよ、立法府においては、現行の  
10 選挙制度の仕組みの抜本的な見直しも含め、較差の更なる是正等の方策について具体的に検討したうえで、広く国民の理解も得られるような立法的措置を講じていくことが求められると付言した。

(12) 令和4年選挙において、合区の対象となった鳥取県での投票率は、令和元年選挙時を更に下回って過去最低を更新し、また、徳島県での投票率は、令和  
15 元年選挙時より上昇したものの、なお全国最低であった。合区の対象となった4県での無効投票率は、いずれも全国平均を上回った。令和4年選挙の後も、全国知事会等において、合区の解消を求める決議等が行われている。(乙6の2、3、乙38〔枝番を含む。])

令和4年11月、参議院の各会派代表による参議院改革協議会が改めて設置  
20 され、参議院の組織及び運営の改革に関する検討項目の一つとして、較差の是正を含む選挙制度改革についての議論がされた。合区については、解消すべきとの意見が大勢であったものの、都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを維持すべきとの意見と、選挙区の単位を都道府県に代えてより広域のものとするべきとの意見に分かれる状況であり、最終的に、参議院選挙制度改革  
25 の具体的な方向性についての各会派の意見が一致するには至らず、令和10年の通常選挙に向けて、本件選挙後に協議の場を速やかに設けて協議を継続する

ことなどを切望するものとされた。令和4年12月から令和5年11月までに5回開かれた参議院憲法審査会における参議院選挙制度改革をめぐる議論の状況も、上記と同様であった。(乙26、27〔枝番を含む。])

5 (13) 令和7年7月20日、本件定数配分規定の下での3回目の通常選挙である本件選挙が行われた。同選挙当時の選挙区間の最大較差は、最小の福井県選挙区を1とすると、神奈川県選挙区及び東京都選挙区の3.13倍であり、宮城県選挙区においても較差が3倍を超えた(乙1)。

10 令和4年選挙において、合区の対象となった4県の投票率は、いずれも令和4年選挙時より上昇したものの、3県において全国平均を下回り、徳島県での投票率は全国最低であり、無効投票率は、3県において全国平均を上回り、徳島県での無効投票率は全国最高であった(乙2)。

## 2 判断の枠組み

15 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等を要求していると解される。他方、憲法は、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるために選挙制度をどのような制度にするかの決定を国会の裁量に委ねているのであって、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。それゆえ、国会が具体的に定めたところとその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するとはいえない。

20 憲法が二院制を採用し衆議院と参議院の権限及び議員の任期等に差異を設けている趣旨は、それぞれの議院に特色のある機能を発揮させることによって、国会を公正かつ効果的に国民を代表する機関たらしめようとするところにあると解される。前記1(1)の参議院議員の選挙制度の仕組みは、このような観点から、

参議院議員について、全国選出議員（昭和57年改正後は比例代表選出議員）と地方選出議員（同改正後は選挙区選出議員）に分け、前者については全国（全都道府県）の区域を通じて選挙するものとし、後者については都道府県を各選挙区の単位としたものである。昭和22年の参議院議員選挙法及び同25年の公職選挙法の制定当時において、このような選挙制度の仕組みを定めたことが、国会の  
5 有する裁量権の合理的な行使の範囲を超えるものであったということとはできない。しかしながら、社会的、経済的変化の激しい時代にあつて不断に生ずる人口変動の結果、上記の仕組みの下で投票価値の著しい不平等状態が生じ、かつ、それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する措置を講じないこと  
10 が、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合には、当該定数配分規定が憲法に違反するに至るものと解するのが相当である。

以上は、最高裁昭和54年（行ツ）第65号同58年4月27日大法廷判決・民集37巻3号345頁以降の参議院議員（地方選出議員ないし選挙区選出議員）選挙に関する累次の最高裁大法廷判決の趣旨とするところであり、当裁判所も、  
15 基本的な判断枠組みとしてこれを採用することが相当であると判断する。これと異なり、国会が広範な立法裁量権を有すると解釈すべきではないとする原告の主張は、採用できない。

3 本件選挙当時、投票価値の不均衡が違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態（違憲状態）に至っていたか

(1) 平成27年改正以降、それまで数十年間にわたって5倍前後で推移してきた選挙区間の最大較差は、平成28年選挙当時、3.08倍まで縮小し、平成30年改正後の令和元年選挙当時、3.00倍となったが、その後、定数配分規定の改正は行われず、選挙区間の最大較差は、令和4年選挙当時は3.03倍、本件選挙当時は3.13倍となった。選挙権の憲法上の基本権としての重要性  
25 及びそこから導かれる投票価値の平等という憲法の要求からすれば、二院制に係る憲法の趣旨や、半数改選などの参議院の議員定数配分に当たり考慮を要す

る固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が後退してもよいと解すべき理由は見いだし難く、上記のように選挙区間の最大較差が3倍程度という状況は、それだけで、国権の最高機関たる国会の構成員が、全国民を代表する正当に選挙された議員（憲法前文、43条）というかについて疑問を生じさせるものである。平成29年大法廷判決、令和2年大法廷判決及び令和5年大法廷判決が、各選挙当時の本件定数配分規定の下での投票価値の不均衡を違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえないとしたのは、三権分立の観点から、立法府の平成27年改正及び平成30年改正等における投票価値の格差是正の方策を尊重するとともに、引き続き較差の更なる是正に向けての方向性と立法府の決意が示されたことや更なる較差是正のための合理的な成案に達するには一定の時間を要することなどを踏まえたものであって、選挙区間の最大較差が3倍程度という状況をもって較差が是正されたとしてこれを是認したものではない。したがって、立法府においては、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれる中で、上記3倍程度の較差の更なる是正を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等について議論し、取組を進めることが求められているというべきである。

(2) この点について、被告は、都道府県を単位とする選挙区割りをするものの合理性や、半数改選などの参議院固有の要素を挙げ、これらを考慮することは国会による裁量権の行使として合理性を有するものであると主張する。しかし、具体的な選挙制度の仕組みを決定するに当たり、一定の地域の住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味する観点から、政治的に一つのまとまりを有する単位である都道府県の意義や実体等を一つの要素として考慮することや、参議院についての上記固有の要素を考慮すること自体に合理性があるとしても、これらを考慮することは、投票価値の平等の要請との調和が保たれる限りにおいて許されるものである。そして、平成27年改正前には、総

定数増加が困難であるなどの参議院固有の要素の下で、都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを採用していたことが要因となって、不断に生じる人口変動により選挙区間の最大較差が5倍前後となり、上記仕組みをしかるべき形で改めることが求められていたところ、平成27年改正後も、4県2合区が導入されたほかは都道府県を各選挙区の基本的な単位とする仕組みが維持され、選挙区間の最大較差はなお3倍程度存在するのであるから、被告の主張する点を考慮しても、立法府は、較差の更なる是正を図るとともに、継続する人口変動によって較差が拡大しないよう取り組むことが求められているというべきである。

(3) そこで、前記(1)の観点から検討すると、平成27年改正法附則7条は、平成31年に行われる通常選挙に向けて、投票区間の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとするとしたが、平成30年改正をみても較差の更なる是正等の取組が大きな進展をみせたとはいえない状況にある。その後、令和3年に設置された参議院改革協議会等において、参議院議員の選挙制度の改革につき、各党派の間で一定の議論がされたものの、較差の更なる是正のための法改正の見通しが立つに至っていないのはもとより、その実現に向けた具体的な検討が進展しているともいい難く、この状況は、上記是正に向けた取組を進めていくことが喫緊の課題であると付言した令和5年大法廷判決後の参議院改革協議会等における議論を経ても変わっていない。一方、平成27年改正以降、人口の都市部への集中に伴い、令和元年選挙から本件選挙までの間、選挙区間の最大較差は同じ選挙区間で連続して拡大するとともに、選挙区間の最大較差が3倍以上となる選挙区は平成元年選挙当時の1選挙区から令和4年選挙及び本件選挙当時は3選挙区に増加している。これらによれば、選挙区間の最大較差は緩やかながら拡大傾向にあるといわざるを得ず、今後も本件定数配分規定を維持すれば、最大較差が更に拡大することが懸念される。このような状況の中で、平成27年

改正以後本件選挙までに約10年が経過し、令和5年大法廷判決が上記是正に向けた取組を進めていくことが喫緊の課題であると付言した令和4年選挙からさらに3年が経過したが、その間の参議院での議論において具体的な検討が進展しているとはいいい難いことに照らすと、本件選挙当時の本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態（違憲状態）にあったと評価せざるを得ない。

(4) これに対し、被告は、合区に対する反対意見が強く存在するなど、都道府県単位を基本とする選挙区を見直すことには、代表民主制の下で国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させる観点から慎重に検討すべき課題が依然として存在するから、国会が較差の是正のための検討等に時間を要したとしてもやむを得ないものといえること、国会は、平成27年改正及び平成30年改正を行い、その後も、参議院改革協議会等を設置して選挙制度改革等について議論を継続しており、今後も議論の継続が見込まれることなどから、国会の取り組みが不適切であるとはいえないと主張する。

しかし、合区に対する反対意見が存在することは、立法府の是正等の取組により成案に達するまで一定の期間が必要であることを基礎付ける事情であるものの、客観的にみれば、平成28年選挙以後、継続的に存在する事情であって、立法府においては、平成27年改正後の約10年間にわたって、当該意見を含めて議論を積み重ねる中で、種々の方策の実効性や課題等を慎重に見極めつつ広く国民の理解も得ていくべきであったことを考慮すると、前記(3)の判断を左右するに足りるものとはいえない。また、立法府における議論において具体的な検討が進展しているとはいいい難いことは前記(3)のとおりであって、議論を実施したこと自体や、今後の実施予定に照らしても、客観的にみれば、立法府における較差の是正等の取組により合理的期間内に成案に達する見通しは立っていないものといわざるを得ず、被告の主張は採用できない。

4 本件選挙までの期間内に当該違憲状態の是正がされなかったことが国会の裁

## 量権の限界を超えるか

(1) 憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと、選挙区間における投票価値の不均衡が違憲状態に至っている場合に、当該選挙までの期間内にその是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるといえるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた裁量権の行使の在り方として相当なものであったといえるか否かという観点に立って評価すべきものと解される（最高裁平成25年（行ツ）第209号、第210号、第211号同年11月20日大法廷判決・民集67巻8号1503頁、平成26年大法廷判決参照）。

(2) そこで、本件において、本件選挙までに違憲状態の是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるといえるか否かについて検討する。

平成27年改正後の定数配分規定について、平成29年大法廷判決、令和2年大法廷判決及び令和5年大法廷判決は、いずれも、結論として、各選挙当時の選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲状態にあったとはいえないと判断したものである。これらの判決を踏まえると、国会において、本件選挙までの間に、本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が、違憲状態にあったと認識することは困難であったというべきである。また、平成27年改正後、合区の対象となった4県の選挙区における投票率や無効票の割合に照らすと、有権者において、都道府県ごとに地域の実情に通じた国会議員を選出するとの考えがなお強いことがうかがわれ、また、参議院改革協議会等においても、選挙区の単位として都道府県を維持するか、都道府県に代えてより広域のものとするか、議員の総定数を増やすか等の点について各会派間に意見の隔たりがあることなどから、上記違憲状態を解消するためには、都道府県より広域の選挙区を設けるなどの方策や、議員定数の見直しなどの方策につい

て更に議論を積み重ねる中で種々の方策の実効性や課題等を慎重に見極めつつ、広く国民の理解も得ていく必要があります、このような高度に政治的な判断や多くの課題の検討を経て改正の方向性や制度設計の方針を策定し、具体的な改正案の立案と法改正の手續と作業を了することは、前述のような国会の認識からして実現の困難な事柄であったものといわざるを得ない。

これらの事情の下では、上記各大法廷判決が、その理由中で、立法府において、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれる中で、較差の更なる是正を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等について議論し、取組を進めることが求められていると説示したことや、令和5年大法廷判決が、較差の更なる是正を図ること等は喫緊の課題であると付言したことを踏まえても、本件選挙が行われる前に本件定数配分規定の改正がなされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとまではいえない。

(3) これに対し、原告は、令和5年大法廷判決の説示にもかかわらず、国会が本件定数配分規定を改正せず、選挙区間の最大較差を拡大させたとして、本件選挙は直ちに違憲と判断すべき旨主張するが、令和5年大法廷判決が、結論としては本件定数配分規定が違憲状態にないとしたことなどの前記(2)に説示した事情に照らし、原告の主張は採用できない。

## 5 結論

以上によれば、本件選挙当時、投票価値の不均衡は違憲状態にあったといえるが、その是正をしなかったことが国会の裁量の限界を超えるとはいえないから、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえない。よって、原告の請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

仙台高等裁判所秋田支部

裁判長裁判官

小川 道人

裁判官

村木 洋二 

5

裁判官

見島 章朋 

(別紙)



乙第1号証

21~41の7

参議院選挙区別 人口、定数、較差

選挙区名	令和7年参院選 選挙当日有権者数	議員定数	議員1人 当たり人口	較差
北海道	4,364,914	6	727,486	2.360
青森県	1,028,060	2	514,030	1.667
岩手県	995,054	2	497,527	1.614
宮城県	1,898,739	2	949,370	3.080
秋田県	792,910	2	396,455	1.286
山形県	860,991	2	430,496	1.397
福島県	1,507,594	2	753,797	2.445
茨城県	2,362,192	4	590,548	1.916
栃木県	1,587,957	2	793,979	2.576
群馬県	1,570,296	2	785,148	2.547
埼玉県	6,127,388	8	765,924	2.485
千葉県	5,250,052	6	875,009	2.838
東京都	11,558,633	12	963,219	3.125
神奈川県	7,712,688	8	964,086	3.127
新潟県	1,807,511	2	903,756	2.932
富山県	850,154	2	425,077	1.379
石川県	919,560	2	459,780	1.492
福井県	616,532	2	308,266	1.000
山梨県	669,176	2	334,588	1.085
長野県	1,683,863	2	841,932	2.731
岐阜県	1,604,472	2	802,236	2.602
静岡県	2,964,163	4	741,041	2.404
愛知県	6,078,714	8	759,839	2.465
三重県	1,432,903	2	716,452	2.324
滋賀県	1,148,051	2	574,026	1.862
京都府	2,060,904	4	515,226	1.671
大阪府	7,254,910	8	906,864	2.942
兵庫県	4,479,072	6	746,512	2.422
奈良県	1,105,690	2	552,845	1.793
和歌山県	769,442	2	384,721	1.248
鳥取県・島根県	988,714	2	494,357	1.604
岡山県	1,526,784	2	763,392	2.476
広島県	2,266,034	4	566,509	1.838
山口県	1,092,793	2	546,397	1.772
徳島県・高知県	1,165,487	2	582,744	1.890
香川県	788,343	2	394,172	1.279
愛媛県	1,095,608	2	547,804	1.777
福岡県	4,191,993	6	698,666	2.266
佐賀県	656,620	2	328,310	1.065
長崎県	1,066,191	2	533,096	1.729
熊本県	1,417,615	2	708,808	2.299
大分県	922,680	2	461,340	1.497
宮崎県	872,686	2	436,343	1.415
鹿児島県	1,301,716	2	650,858	2.111
沖縄県	1,175,957	2	587,979	1.907
計	103,591,806	148	699,945	

最大較差 3.127  
 神奈川県 964,086  
 福井県 308,266

令和7年11月7日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和7年(行ケ)第1号 選挙無効請求事件

口頭弁論終結日 令和7年9月29日

判 決

5 当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

10 第1 請求の趣旨

令和7年7月20日に行われた参議院(選挙区選出)議員選挙の青森県選挙区、岩手県選挙区、宮城県選挙区、山形県選挙区及び福島県選挙区における各選挙をいずれも無効とする。

第2 事案の概要

15 本件は、令和7年7月20日に行われた参議院議員通常選挙(以下「本件選挙」という。)について、青森県選挙区、岩手県選挙区、宮城県選挙区、山形県選挙区及び福島県選挙区の各選挙人である原告らが、公職選挙法14条、別表第3の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定(以下、数次の改正の前後を通じ、平成6年法律第2号による改正前の別表第2を含む議員定数配分規定を「定数配分規定」という。)は人口比例に基づかず憲法に違反し無効であるから、これに基づいて行われた本件選挙の上記各選挙区における選挙も無効であると主張して、公職選挙法204条に基づいて提起した選挙無効訴訟である。

20 1 前提事実(当事者間に争いが無いが、後掲各証拠により認められる。)

25 (1) 本件選挙は、令和7年7月20日、平成30年法律第75号による改正(以下「平成30年改正」といい、同法律を「平成30年改正法」という。)後の公職選挙法14条1項、別表第3の定数配分規定(以下「本件定数配分規定」

という。)の下で施行された。

(2) 原告らは、本件選挙の青森県選挙区、岩手県選挙区、宮城県選挙区、山形県選挙区及び福島県選挙区の各選挙人である。

(3) 本件選挙において、選挙当日の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の較差(以下、選挙人数を基準とした較差を単に「較差」といい、日本国民の人口を基準としたそれを「較差(人口)」という。)は、選出される議員1人当たりの選挙人数が最少の福井県選挙区を1とした場合、最多の神奈川県選挙区は3.127倍(以下、小数点第3位以下を四捨五入した概数で「3.13」と表記し、他の最大較差の数値も全て同様に表記する。)であり、本件における各選挙区の較差は、青森県選挙区が1.67倍、岩手県選挙区が1.61倍、宮城県選挙区が3.08倍、山形県選挙区が1.40倍、福島県選挙区が2.45倍であった。(乙1)

## 2 争点

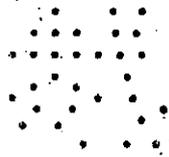
本件定数配分規定が憲法に違反して無効か

## 3 争点に関する当事者の主張の要旨

(原告らの主張)

(1) 憲法56条2項、1条、前文1項1文、43条1項は、最も重要かつ基本的な基準として人口比例選挙を要求している。本件定数配分規定による選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は3.13倍であり、人口比例選挙の要求に反し、憲法98条1項により無効である。

(2) 憲法は、主権者である国民に対し、両議院の議員選挙において投票することにより、国の政治に参加することができる権利を保障し、成年者による普通選挙を定めて、国民に投票する機会を平等に保障するものである(前文、1条、15条1・3項、43条1項、44条)。そして、投票価値の平等は、基本を1対1とすべきであり、諸外国と比較しても、最大較差が2倍以上ある我が国の選挙は、世界標準から逸脱してきわめて異質である。



国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり、非人口比  
例の選挙により選出された議員による国会活動は、正当に選挙された国会に  
おける代表者を通じて行動するものとはいえず（憲法前文、1条、15条1  
項、43条1項、56条）、正統化の根拠を欠く。

6 憲法前文1項2文は、あらゆる国家の行為は国民の厳粛な信託によるもの  
として国民主権を宣言し、その福利は国民が享受すると定めるが、これらは  
憲法47条の解釈基準となるというべきである。国会議員は受託者として、  
委託者である国民に対し、国民の利益のためにのみ事務を行うべき忠実義務  
を負うから、議員の身分にも直接関わる事柄である選挙区割り規定の立法に  
10 おいて、議員が自らの利益を考慮することは憲法47条に違反し、国会の裁  
量を逸脱するものである。

(3) 最高裁判所は、国会を二院制とした憲法の趣旨や半数改選など参議院の議  
員定数配分に当たり考慮を要する固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙  
において、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見  
15 だし難く、較差の更なる是正を図るとともに、これを拡大させずに持続し  
ていくために必要となる方策等を議論し、取組を進めることが求められてお  
り、これを喫緊の課題であると指摘した。そして、種々の方策に課題や制約  
があり、事柄の性質上、慎重な考慮を要するにせよ、立法府においては、よ  
り適切な民意の反映が可能となるように現行の選挙制度の仕組みの抜本的な  
20 見直しも含め、較差の更なる是正等の方策を具体的に検討した上で、広く国  
民の理解を得られるような立法的措置を講じていくことが求められるとして、  
限りなく強く較差の更なる是正や選挙制度の仕組み自体の抜本の見直しを求  
めている。

令和5年2月から令和6年6月までの間、参議院改革協議会では、合計1  
25 6回にわたり、参議院選挙制度について検討が行われたが、本件選挙までに  
改正法が成立せず、その結果、本件選挙の区割りは、前回選挙（令和4年7

月10日施行)及び前々回選挙(令和元年7月21日施行)と同様、平成30年改正法による較差3倍の本件定数配分規定の下で行われた3回目の選挙となり、3倍の較差が生じている神奈川県、東京都及び宮城県の3選挙区の有権者数は、全有権者数の約20%を占める。

国会は、最高裁判所の前回選挙に関する判決(最高裁令和5年(行ツ)第54号同年10月18日大法廷判決・民集77巻7号1654頁、以下「令和5年大法廷判決」という。)の言渡し時には較差是正の必要性を知り得たにもかかわらず、本件選挙までに選挙区割りについて具体的に較差是正の措置を講ずることを怠った。

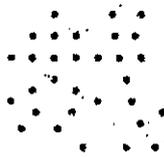
(4) 都道府県を選挙区割りの基本単位として維持することは、憲法の要請である投票価値の平等を後退させる合理的な理由にはならない。そもそも都道府県を選挙区の単位としなければならないという憲法上の要請はない。

(5) 人口比例原則から離れることを正当化する理由の挙証責任は、公権力側にあり、定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が真にやむを得ないことについては、国会が説明責任を負う。

(6) 定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が、違憲の問題を生ずる程度の著しい不平等状態に至っている場合には、憲法98条1項が「その効力を有しない」と定めているのであるから、当該選挙までの期間内にその是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるとして、当該定数配分規定が憲法に違反するに至っているか否かを判断することなく、当該選挙を無効とするべきである。

(被告らの主張)

(1) 投票価値の不均衡が、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由を考慮しても、投票価値の平等の見地からみて、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあり、かつ、当該選挙までの期間内にこれを是正する措置を講じなかったことが国会の裁量権の限界を超える場合に限り、



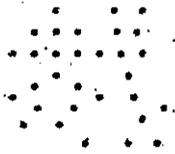
選挙制度が違憲と評価されるものと解すべきである。

- (2) 憲法が二院制を採用した趣旨や、参議院が「良識の府」、「再考の府」として機能することを想定されていることなどからすれば、憲法は、参議院の選挙制度について、人口を基準とするのみでは適切に反映されない国民の意見を公正かつ効果的に国政に反映させるため、投票価値の平等以外の諸要素も十分に考慮することを求めていると解される。

都道府県は、歴史的、政治的、経済的、社会的、文化的な意義と実体を有する行政単位であり、参議院の選挙制度は、参議院創設以来、都道府県単位の選挙区割りが採用されている。国民の多くが帰属意識を持つ都道府県を選挙区割りの基本単位とすることで、地域ごとの多様な国民の意見を集約して国政に反映させることが可能となり、また、地方と都市部との格差が顕著なものとなった社会状況下では、地方に居住する少数派の国民の意見を集約して国政に反映することが期待できる。したがって、都道府県を選挙区割りの基本単位とすることは、国会が正当に考慮することができる政策的目的ないし理由として十分に考慮されるべきものである。

- (3) 国会は、平成27年の公職選挙法改正により合区を導入し、その結果、数十年間にわたり5倍前後で推移してきた最大較差は3.08倍まで大幅に縮小し、違憲状態が解消された。続いて、平成30年、参議院の選挙区選出議員の定数を2名増加することなどを内容とする公職選挙法の改正を行い、令和元年選挙当時の最大較差は3.00倍に縮小した。平成30年改正後、本件定数配分規定に基づき行われた令和元年選挙、令和4年選挙(3.03倍)及び本件選挙(3.13倍)の較差が有意な拡大傾向にあるとはいえず、違憲状態の解消が実現された状態が本件選挙まで維持されていたものといえる。

- (4) 国会は、較差の更なる是正に向け、令和元年選挙後に「参議院改革協議会」を、令和4年選挙後にも「参議院改革協議会」と、その下に選挙制度の調査・検討に特化した「選挙制度に関する専門委員会」をそれぞれ設置し、選挙制



度改革に向けた取組を継続してきた。参議院は、憲法上、半数改選とされているため定数の偶数配分が求められ、定数の無制限な増加が事実上困難であるなど大きな技術的制約があること、合区については、今なお根強い反対意見があり、合区対象県の投票率が軒並み低下するなどの弊害が現実生じており、都道府県単位の代表が国政に参加できる選挙制度を更に見直していくには、慎重な検討を要するなど、較差の更なる是正に向けた措置を講じることが容易でない事情があつて、本件選挙までに成案を得るに至らなかったものの、各党派において、投票価値の平等を尊重すべきことに異論はなく、より一層憲法に適合した選挙制度の仕組みを構築するための議論を継続することが表明されている。

このように、国会は、現在まで、選挙制度の抜本的見直しについて真摯に検討を重ねているのであつて、この点からしても、本件選挙時において、投票価値の不均衡が違憲の問題を生ずる程度の著しい不平等状態にあつたといふことはできない。

(5) 仮に本件選挙時の投票価値の不均衡が違憲状態にあつたとの評価がされたとしても、平成27年、平成30年の公職選挙法の改正の下で行われた各選挙について、最高裁判所が違憲状態にあつたと判断していなかったことや、較差の更なる是正に向けた国会の真摯な姿勢を踏まえれば、本件選挙までの間に違憲状態を是正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えていたとまではいえない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定事実

前記認定事実、当裁判所に顕著な事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の各事実が認められる。

##### (1) 参議院議員の選挙制度の仕組み等

参議院が創設された当初、参議院議員選挙法（昭和22年法律第11号）

は、参議院議員の選挙について、議員定数を250人として、これを全国選出議員100人と地方選出議員150人に区分し、前者については、全都道府県の区域を通じて選出し、後者については、その選挙区及び各選挙区における議員定数を別表で定め、都道府県を単位とする選挙区において選出されるものとした。そして、選挙区ごとの議員定数は、憲法が参議院議員につき3年ごとにその半数を改選すると定めていること（46条）を踏まえ、定数を偶数として最小2人とし、各選挙区の人口に比例する形で、2人ないし8人の偶数の議員定数を配分した。

昭和25年に制定された公職選挙法でも、上記の参議院議員選挙法の議員定数配分規定をそのまま引き継ぎ、昭和45年に沖縄県選挙区の議員定数2人が付加されたほかは、平成6年法律第47号による公職選挙法の改正（以下「平成6年改正」という。）まで、定数配分規定に変更はなかった。そして、昭和57年法律第81号による公職選挙法の改正により、参議院議員252人は、各政党等の得票に比例して選出される比例代表選出議員100人と都道府県を単位とする選挙区ごとに選出される選挙区選出議員152人に区分されたが、この選挙区選出議員は、従来の地方選出議員の名称が変更されたものにすぎない。

その後、平成12年法律第118号による公職選挙法の改正（以下「平成12年改正」という。）により、参議院議員の総定数が242人とされ、比例代表選出議員96人及び選挙区選出議員146人とされた。（以上、乙9、10）

## (2) 平成19年までの選挙区間の最大較差の推移等

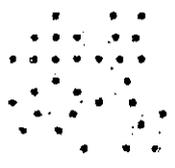
参議院議員選挙法制定当時、選挙区間における議員1人当たりの最大較差（人口）は2.62倍であり、昭和22年参議院議員通常選挙（以下、参議院議員通常選挙のことを単に「通常選挙」といい、選挙の実施年に応じて「〇〇年選挙」などという。）が施行された当時の最大較差は2.51倍であった

ところ、人口変動に伴い次第に較差が拡大し、平成4年選挙当時には6.59倍に達したが、平成6年改正において、選挙区選出議員の定数が7選挙区で8増8減されたことにより、平成7年選挙当時4.97倍、平成10年選挙当時4.98倍に縮小した。

その後、選挙区間の最大較差は、平成12年改正において選挙区選出議員の定数が3選挙区で6減(146人)された後の平成13年選挙当時5.06倍、平成16年選挙当時5.13倍、平成18年法律第52号による公職選挙法の改正(以下「平成18年改正」という。)において選挙区選出議員の定数を4選挙区で4増4減とされた後の平成19年選挙当時4.86倍であり、5倍前後で推移していた。(以上、乙3、9、10)

### (3) それまでの最高裁判所の判断

最高裁判所は、定数配分規定の合憲性に関し、平成4年選挙について、違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態が生じていた旨を判示したが(最高裁平成6年(行ツ)第59号同8年9月11日大法廷判決・民集50巻8号2283頁)、平成6年改正後の定数配分規定の下で行われた平成7年選挙及び平成10年選挙については、上記の不平等状態に至っていたとはいえないとした(平成7年選挙につき、最高裁平成9年(行ツ)第104号同10年9月2日大法廷判決・民集52巻6号1373頁、平成10年選挙につき、最高裁平成11年(行ツ)第241号同12年9月6日大法廷判決・民集54巻7号1997頁)。さらに、平成12年改正後の定数配分規定の下で行われた平成13年選挙及び平成16年選挙と、平成18年改正後の定数配分規定の下で行われた平成19年選挙のいずれについても、最高裁判所は、結論において、当該各定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえないとの判断を示した(平成13年選挙につき、最高裁平成15年(行ツ)第24号同16年1月14日大法廷判決・民集58巻1号56頁、平成16年選挙につき、最高裁平成17年(行ツ)第247号同18年10

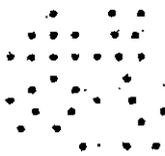


月4日大法廷判決・民集60巻8号2696頁（以下「平成18年大法廷判決」という。）、平成19年選挙につき、最高裁平成20年（行ツ）第209号同21年9月30日大法廷判決・民集63巻7号1520頁（以下「平成21年大法廷判決」という。）。もともと、平成18年大法廷判決においては、投票価値の平等の重要性を考慮すると、投票価値の不平等の是正について国会における不断の努力が望まれる旨、平成21年大法廷判決においては、当時の較差が投票価値の平等という観点からはなお大きな不平等が存する状態であって、最大較差の大幅な縮小を図るためには現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となる旨の指摘がそれぞれされるなど、選挙区間の最大較差が5倍前後で常態化する中で、較差の状況について投票価値の平等の観点から実質的にはより厳格な評価がされるようになっていた。

#### (4) 平成24年大法廷判決等

平成18年改正後の定数配分規定の下で2回目に施行された平成22年選挙では、選挙区間の最大較差は5.00倍であった。(乙3)

最高裁判所は、平成22年選挙について、結論において、平成22年選挙当時の定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえないとしたが、参議院議員の選挙制度と衆議院議員の選挙制度が同質的なものとなってきたとともに、急速に変化する社会情勢の下で、議員の長い任期を背景に国政の運営における参議院の役割がこれまでも増して大きくなってきていること、衆議院については、投票価値の平等の要請に対する制度的な配慮として、選挙区間の人口較差が2倍未満となることを基本とする選挙区割りの基準が定められていること等を挙げて、参議院についても、二院制に係る憲法の趣旨との調和の下に、更に適切に民意が反映されるよう投票価値の平等の要請について十分に配慮することが求められるとして、参議院議員の選挙であること自体から直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難いとし、また、都道府県が政治的に一つのまとまりを有する



単位として捉え得る等の事情は、数十年間にもわたり投票価値の大きな較差が継続することを正当化する理由としては十分なものとはいえなくなっており、都道府県間の人口較差の拡大が続き、総定数を増やす方法を採用することにも制約がある中で、都道府県を選挙区の単位とする仕組みを維持しながら投票価値の平等の要請に依っていくことは、もはや著しく困難な状況に至っているなどとした上、平成22年選挙当時の選挙区間の最大較差が示す投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったとの判断を示し、さらに、単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、都道府県を単位として選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ、できるだけ速やかに上記の不平等状態を解消する必要があると指摘した（最高裁平成23年（行ツ）第51号同24年10月17日大法廷判決・民集66巻10号3357頁（以下「平成24年大法廷判決」という。）。

(5) 平成26年大法廷判決等

平成24年大法廷判決の言渡し後、平成24年法律第94号（以下「平成24年改正法」という。）による公職選挙法の改正により、選挙区選出議員の定数が4選挙区で4増4減され、附則には、平成28年選挙に向けた選挙制度の抜本的な見直しについての検討条項が設けられた。

同改正後の定数配分規定の下で行われた平成25年選挙では、選挙区間の最大較差は4.77倍であった。（以上、乙3、9、10、11の1）

最高裁判所は、平成25年選挙について、結論において、平成25年選挙当時の定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえないとしたものの、平成24年大法廷判決の判断に沿って、平成24年改正法による4増4減の措置は、都道府県を選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを維持して一部の選挙区の定数を増減するにとどまり、現に選挙区間の最大較差については上記の改正の前後を通じてなお5倍前後の水準が続いていたのであ

るから、同法による上記の措置を経た後も、選挙区間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったと判示し、さらに、従来の改正のように単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、都道府県を単位として選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなどの具体的な改正案の検討と集約が着実に進められ、できるだけ速やかに、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置によって上記の不平等状態が解消される必要がある旨を指摘した（最高裁平成26年（行ツ）第155号、第156号同年11月26日大法廷判決・民集68巻9号1363頁（以下「平成26年大法廷判決」という。）。）。

6 (6) 平成27年の公職選挙法の改正等

平成27年法律第60号による公職選挙法の改正（以下「平成27年改正」といい、同法律を「平成27年改正法」という。）により、選挙区選出議員の選挙区及び定数について、鳥取県及び島根県、徳島県及び高知県をそれぞれ合区して定数2人の選挙区とするとともに、議員1人当たりの人口の少ない3選挙区（宮城県、新潟県及び長野県）の定数を2人ずつ減員し、5選挙区（北海道、東京都、愛知県、兵庫県及び福岡県）の定数を2人ずつ増員した。また、附則7条では、平成31年に行われる通常選挙に向けて、参議院の在り方を踏まえて、選挙区間における議員1人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとするとの検討条項が置かれた。この改正により、平成22年10月実施の国勢調査の結果による人口に基づく最大較差（人口）は2.97倍となった。（乙3、11の1・2）

平成27年改正に当たっては、合区の検討対象とされた地方公共団体等からの反対意見や、全国町村会や全国知事会からの懸念、都道府県単位の代表が国政に参加し、地域の実情や声が国会に反映できる選挙制度の検討等を求める意見が示されるなどした。（乙11の1、30の1、34の1、37

の1・3・4・6～13・39・41・58・60～89)

(7) 平成28年選挙等

平成27年改正後の定数配分規定の下で行われた平成28年選挙では、選挙区間の最大較差は3.08倍であった。(乙3、11の3)

合区の対象となった4県のうち島根県を除く3県では、投票率が低下して当時における過去最低の投票率となったほか、無効投票率が全国平均(約2.65%)を上回り、高知県では全国で最高の約6.14%となった。(乙11の4・5、39の8)

最高裁判所は、平成28年選挙について、平成27年改正法により、単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、参議院創設以来初めて合区を行うことにより、長期間にわたり投票価値の大きな較差が継続する要因となっていた都道府県を選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを見直すことを内容としており、これによって、数十年間にもわたり5倍前後で推移してきた選挙区間の最大較差は2.97倍(選挙当時は3.08倍)まで縮小するに至ったのであるから、平成24年大法廷判決等の趣旨に沿って較差の是正を図ったものとみることができるとし、また、その附則において、次回の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得る旨を定めており、これによって、今後における較差の更なる是正に向けての方向性と立法府の決意が示されるとともに、再び大きな較差を生じさせることのないよう配慮されているなどとして、平成28年選挙当時の定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえないと判示した。(最高裁平成29年(行ツ)第47号同年9月27日大法廷判決・民集71巻7号1139頁(以下「平成29年大法廷判決」という。))。

(8) 平成30年の公職選挙法の改正等

全国知事会は、平成28年7月29日、平成28年選挙において投票率の



著しい低下等の様々な弊害が顕在化したなどとして、合区の早急な解消を求める決議を行った。また、全国都道府県議会議長会や全国市長会等においても、合区の早急な解消に向けた決議等が行われた。(乙30の2、31の1、32の1、33の2、34の3、35の2)

5 参議院は、平成29年2月、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査・検討するため、各会派代表による「参議院改革協議会」(以下「平成29年協議会」という。)を設置し、同年4月、同協議会の下に、選挙制度改革について集中的に調査・検討を進めるため、各会派代表による「選挙制度に関する専門委員会」(以下「平成29年専門委員会」という。)を設置した。(乙12~16、17の1・2、22、23)

10 平成29年専門委員会は、徳島県知事や学者などの参考人から意見聴取を実施した上で、一票の較差、選挙制度の枠組みとそれに基づく議員定数の在り方、選挙区の枠組み等について協議を行った上で、選挙区選出議員について、全ての都道府県から少なくとも1人の議員が選出される都道府県を単位とする選挙区とすること、一部合区を含む都道府県を単位とする選挙区とすること、又は選挙区の単位を都道府県に代えてより広域のものとする事  
15 の各案について検討を行ったほか、選挙区選出議員及び比例代表選出議員の二本立てとしない場合を含めた選挙制度の在り方等についても議論を行った。しかし、これらの議論を経た上で各会派から示された選挙制度改革の具体的な方向性についての意見の内容は、選挙区の単位、合区の存廃、議員定数の増減等の点において大きな隔たりがある状況であった。平成29年専門委員  
20 会は、平成30年5月7日、選挙制度改革に関する具体的な方向性についての各会派の意見を併記する形で作成した報告書を平成29年協議会に提出した。(乙17の1・2)

25 平成30年6月1日、平成29年協議会において、自由民主党(以下「自民党」という。)から、選挙区の単位を都道府県とし、4県の2合区を維持し



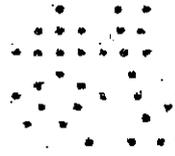
た上で、選挙区選出議員の定数を2人増員して埼玉県選挙区に配分するとともに、比例代表選出議員の定数を4人増員し、政党等が優先的に当選人となるべき候補者を定めることができる特定枠制度を導入するとの案が示された。その後、協議が行われたものの、各党派間に意見の隔たりがあつてまとまらなかつたため、各党派が個別に参議院に法律案を提出し、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会において議論をすることとなり、上記の自民党案に沿った法律案のほか、現行の選挙区選出議員の選挙及び比例代表選出議員の選挙に代えてより広域の選挙区による選挙を導入することを内容とする法律案等が提出されて審議が行われた。その結果、平成30年7月11日、上記特別委員会において、上記の自民党案に沿った公職選挙法の一部を改正する法律案が可決すべきものとされ、その際、「今後の参議院選挙制度改革については、憲法の趣旨にのっとり、参議院の役割及び在り方を踏まえ引き続き検討を行うこと」との附帯決議がされた。(乙19の1~4、20~23)

そして、両議院で上記法律案が可決されて、同月18日、上記法律案とおりの平成30年改正法が成立し、その結果、平成27年10月実施の国勢調査結果による最大較差(人口)は2.99倍となった。(乙3、19の7、20、22、23)

#### (9) 令和元年選挙等

令和元年7月21日、本件定数配分規定の下で初めての通常選挙(令和元年選挙)が行われた。同選挙当時の選挙区間の最大較差は3.00倍であり、較差が3倍以上となった選挙区は1つ(宮城県)であり、その有権者数は約194万人であった。(乙5の1)

令和元年選挙の投票率は、全体的に低下し、合区対象県では、徳島県で全国最低の約38.59%、鳥取県及び島根県でもそれぞれ過去最低の投票率を記録した。また、無効投票率は、合区対象の4県でいずれも全国平均(約



2. 53%)を上回り、徳島県では全国最高(約6.04%)であった。(乙5の2・3、40の9～11)

最高裁判所は、令和元年選挙について、立法府においては、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれる中で、較差の更なる是正を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等について議論し、取組を進めることが求められているとした上で、平成30年改正において、こうした取組が大きな進展を見せているとはいえないとしながらも、平成30年改正法につき、数十年間にわたって5倍前後で推移してきた最大較差を3倍程度まで縮小させた平成27年改正法における方向性を維持するよう配慮したといえ、また、参議院選挙制度の改革に際しては、事柄の性質上、慎重な考慮を要することに鑑み、その実現は漸進的にならざるを得ない面があることからすると、立法府の検討過程において較差の是正を指向する姿勢が失われるに至ったと断ずることはできないとして、令和元年選挙当時の本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえないとした(最高裁令和2年(行ツ)第78号同年11月18日大法廷判決・民集74巻8号2111頁(以下「令和2年大法廷判決」という。))。

他方で、令和元年選挙における投票率の低下及び無効投票率の上昇を受け、鳥取県ら合区対象4県の知事は、令和元年7月23日、合区を解消して、都道府県単位による選挙制度の実現を求める緊急共同声明を発出し、全国知事会は、同月24日、合区の解消を強く求める意見を表明する決議を行い、同様の動きがその後も続いた。(乙30の7・9、31の9、32の5・7、33の7・8、34の9、35の5、37の2・125～147)

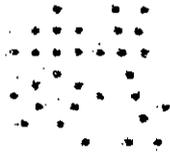
参議院は、令和3年5月、各党派代表による参議院改革協議会を改めて設置し、参議院の組織及び運営の改革に関する検討項目の一つとして、較差の是正を含む選挙制度改革についての議論がされた。合区については、何らか

の形で解消することを目指す意見が多かったものの、都道府県を選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを維持するか、選挙区の単位を都道府県に代えてより広域のものとするか、議員の総定数を増やすか等の点について意見の隔たりがあり、最終的に、参議院選挙制度改革の具体的な方向性についての各  
5 会派の意見が一致するには至らなかった。令和4年5月及び同年6月に開かれた参議院憲法審査会における参議院選挙制度改革をめぐる議論の状況も、上記と同様であった。(乙24、25の1・2)

(10) 令和4年選挙等

令和4年7月10日、本件定数配分規定の下での2回目の通常選挙となる  
10 令和4年選挙が行われた。同選挙当時の選挙区間の最大較差は3.03倍であり、較差が3倍以上となった選挙区は3つ(神奈川県、東京都及び宮城県)であった。合区の対象となった徳島県での投票率は、過去最低を記録した令和元年選挙時から回復したが、全国で最低の約45.72%であり、合区の対象となった4県での無効投票率は、いずれも全国平均を上回った。(乙6の  
15 1~3)

最高裁判所は、令和4年選挙について、立法府においては、今後も不断に  
人口変動が生ずることが見込まれる中で、較差の更なる是正を図るとともに、  
これを再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等について議論  
し、取組を進めることが引き続き求められているところ、参議院議員の選挙  
20 制度の改革につき、較差の更なる是正のための法改正の見通しが立っておらず、その実現に向けた具体的な検討が進展しているとはいえないとしながらも、平成27年改正により、数十年間にわたり5倍前後で推移してきた選挙区間の最大較差が3倍程度まで縮小し、同改正がされてから令和4年選挙までの約7年間、合区は維持され、最大較差が3倍程度で推移し、有意な拡大  
25 傾向にあるともいえないとした上で、合区の導入後に対象4県で生じた投票率の低下等の状況が、都道府県を選挙区の単位とする現行の選挙制度の仕組み



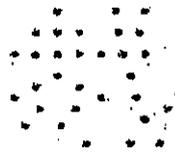
5  
10  
15  
みを更に見直すに当たり、代表民主制の下で国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させる観点から慎重に検討すべき課題があることを示唆するものと考えられ、また、議員定数を見直す方策にも様々な制約が想定されることからすると、立法府が較差の更なる是正に向けた取組を進めていくためには、更に議論を積み重ねる中で種々の方策の実効性や課題等を慎重に見極めつつ、広く国民の理解を得ていく必要があると考えられ、合理的な成案に達するにはなお一定の時間を要することが見込まれるなどとして、令和4年選挙当時の本件定数配分規定下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったとはいえないとの判断を示したが、さらに、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれ、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させる選挙制度が民主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請であること等を考慮すると、較差の更なる是正を図ること等は喫緊の課題というべきであり、立法府においては、現行の選挙制度の仕組みの抜本的見直しも含め、較差の更なる是正等の方策について具体的に検討した上で、広く国民の理解も得られるような立法的措置を講じていくことが求められるなどと指摘した(令和5年大法院判決)。

(11) 令和4年選挙後の参議院選挙制度改革に向けた取組み等

20  
令和4年選挙後も、全国知事会が、令和4年7月28日、合区の解消と都道府県単位による選挙制度を求める意見を表明する決議をするなど、地方公共団体等の動きが続いた。(乙38の1～8)

参議院は、同年11月11日、参議院改革協議会を改めて設置し(以下「令和4年協議会」という。)、同年12月16日、同協議会の下に、各会派の代表からなる「選挙制度に関する専門委員会」(以下「令和4年専門委員会」という。)を設置した。(乙26の本文1・51頁)

25  
令和4年専門委員会は、令和5年2月から令和6年6月までの間、合計16回にわたって開催され、選挙制度の在り方等について、元最高裁判所裁判



官、学者、鳥取県及び高知県の各知事等から意見聴取を実施した上で、各会派の意見表明及び意見交換を行った。そして、現行の選挙制度については、投票率の低下等の弊害がある合区を解消すべきであるとの意見が大勢であったものの、具体的な選挙制度の枠組みについては、大別すると、都道府県単位の選挙区選出議員選挙及び全国比例代表選出議員選挙を維持する意見と、都道府県単位の選挙区を廃してブロック制の導入を求める意見に分かれ、その他の意見もあって、意見の集約が難しい状況にあった。令和4年専門委員会は、令和6年6月7日、上記の状況を含むこれまでの協議の結果を記載した報告書を作成し、令和4年協議会に提出した。(乙26の別紙「参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会報告書」1～3・21・24・93・94頁)

令和4年協議会は、上記報告書の内容を踏まえ、令和7年5月14日及び同月30日、参議院の在り方について意見交換を行った上、同年6月6日、参議院の在り方として、二院制の下に参議院が担う機能・役割、令和10年の通常選挙を見据えて検討すべき論点と今後の協議の進め方について、各会派から意見表明を行ったが、令和4年専門委員会と同様に、具体的な選挙制度の枠組みについての意見が分かれ、集約は困難であった。結局、令和4年協議会は、令和7年6月18日、座長が取りまとめた報告書を参議院議長に提出したが、同報告書では、今後の協議の進め方について、「令和10年通常選挙に向けて、本年の通常選挙後、新たな会派構成の下でも協議の場を速やかに設けていただき、工程案を共有しつつ、具体的な参議院改革について結論を出し、選挙制度改革の方向性を見いだすべく協議が引き継いでいかれることを切望する。」と記載された。(乙26の本文3～6・37・54頁)

この他、令和4年選挙後、参議院憲法審査会においても、令和4年12月から令和5年11月までの間、5回にわたり、参議院の在り方並びに一票の較差及び合区を主たる議題として取り上げ、合区対象4県の県知事や副知事

からの意見聴取等を実施するなど、継続的に調査・検討を行ったが、参議院議員の具体的な選挙制度の枠組みに関しては、各会派によって意見が分かれる状況であった。(乙27の1～5)

## (12) 本件選挙等

5 本件定数配分規定の下での3回目の通常選挙となる本件選挙は、令和7年7月20日に行われた。本件選挙当日の最大較差は、福井県と神奈川県又は東京都との間の3.13倍であり、較差が3倍以上となった選挙区は、これに宮城県を加えた3つで、この3選挙区の有権者数(選挙人数)の合計約2117万人は、本件選挙における全有権者数(全選挙人数・約1億0359  
10 万人)の約20%を占めている。(乙1)

本件選挙における全国の投票率は約58.51%、無効投票率は約2.41%であり、そのうち合区対象県の投票率は、徳島県が全国で最も低い約50.48%、鳥取県が全国で7番目に低い約55.04%、高知県が約56.89%にとどまり、島根県のみが約59.57%で全国平均を上回った。また、無効投票率は徳島県が全国で最も高い約4.52%、鳥取県が全国で3  
15 番目に高い約4.16%、島根県が約2.76%に上り、高知県のみが約2.07%で全国平均を下回った。(乙2)

本件選挙において、徳島県・高知県選挙区の立候補者は、高知県に縁故を持つ者で、徳島県に縁故を持つ者はおらず、鳥取県・島根県選挙区の立候補者は、1名を除き島根県に縁故を持つ者で、鳥取県に縁故を持つ立候補者は  
20 いなかった。(乙4の1・2)

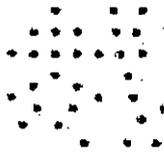
## 2 判断枠組等

(1) 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等を要求していると解  
25 される。他方、憲法は、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるために、選挙制度をどのようにするかを決定を国会の裁量に委ねている。

のであって、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。それゆえ、国会が具体的に定めたところが、その裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになるとしても、憲法に違反するものではない。

そして、憲法が立法府である国会に二院制を採用し、衆議院と参議院の権限及び議員の任期等に差異を設けている趣旨は、それぞれの議院に特色のある機能を発揮させることによって、国会を公正かつ効果的に国民を代表する機関たらしめようとするところにあると解される。このような観点から、参議院議員の選挙制度の仕組みとして、全国選出議員（昭和57年法律第81号による公職選挙法の改正後は比例代表選出議員）と地方選出議員（同改正後は選挙区選出議員）に分け、前者については全国（全都道府県）の区域を通じて選挙するものとし、後者については都道府県を選挙区の単位としたものである。参議院創設時の昭和22年の参議院議員選挙法と、これに続く同25年の公職選挙法の制定当時に、このような選挙制度の仕組みを定めたことが、国会の有する裁量権の合理的な行使の範囲を超えるものであったとはいえないが、その後において、社会的、経済的変化の激しい時代の中で、不断に生ずる人口変動の結果、上記の仕組みの下で投票価値の著しい不平等状態が生じ、かつ、それが相当期間継続しているにもかかわらず、これを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合には、当該定数配分規定が憲法に違反するに至るものと解するのが相当である。

以上は、最高裁昭和54年（行ツ）第65号同58年4月27日大法廷判決（民集37巻3号345頁）以降の参議院議員（地方選出議員ないし選挙区選出議員）選挙に関する累次の大法廷判決の趣旨とするところであり、現

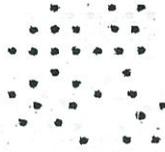


在でも基本的な判断枠組みとすべきものである。

(2) 憲法は、二院制の下で、一定の事項について衆議院の優越を認める反面、参議院議員については、その任期を6年として解散がなく、選挙は3年ごとにその半数について行うことを定めている(46条等)。その趣旨は、参議院に立法を始めとする多くの事柄について衆議院とほぼ等しい権限を与える一方で、参議院議員の任期をより長期とすること等によって、多角的かつ長期的な視点からの民意を反映させて、衆議院との権限の抑制均衡を図り、国政の運営の安定性、継続性を確保しようとしたものと解される。そして、いかなる選挙制度によって、上記の憲法の趣旨を実現し、投票価値の平等の要請と調和させていくかは、二院制の下における参議院の性格や機能及び衆議院との異同をどのように位置付け、これをそれぞれの選挙制度にいかに反映させていくかという点を含め、国会の合理的な裁量に委ねられており、参議院議員につき衆議院議員とは異なる選挙制度を採用し、国民各層の多様な意見を反映させて、参議院に衆議院と異なる独自の機能を発揮させようとするこ  
とも、選挙制度の仕組みを定めるに当たって、国会に委ねられた裁量権の合理的行使として、是認することができるものである。

また、選挙制度の仕組みを決定するに当たり、一定の地域の住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味する観点から、地理的、歴史的、社会的な由縁等によって、地域としてのまとまりを有する行政単位である都道府県の意義や実体等に照らし、これを要素の一つとして考慮すること自体が否定されるべき理由はなく、投票価値の平等の要請との調和が保たれる限りにおいて、このような要素を踏まえた選挙制度を構築することが、直ちに国会の合理的な裁量を超えるものではない。

(3) 参議院議員と衆議院議員のそれぞれの選挙制度は、選出方法等に係るこれまでの変遷を経て同質的なものになってきているとの指摘があるが、衆議院議員選挙においては、投票価値の平等の要請への制度的な配慮として、いわ



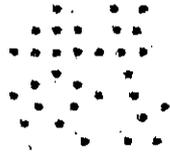
ゆるアダムズ方式が採用されて、選挙区間の人口の較差が2倍未満となるようにする旨の区割りの基準が定められ、少なくとも長期間にわたり2倍以上の較差が放置されることがないようにする措置が講じられている（衆議院議員選挙区画定審議会設置法3条、4条参照）。また、急速に変化する社会経済情勢の下で、議員の長い任期を背景に、国政の運営における参議院の役割は、  
5  いつにも増して大きなものとなっており、参議院においても、選挙を通じて国民の意思をより公正かつ効果的に国政に反映させる必要性が高まっているといえる。

そうすると、二院制に係る憲法の趣旨や、半数改選などの参議院の議員定数配分に当たり考慮を要する固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について、直ちに投票価値の平等の要請が後退してもよいと解すべき理由は見いだせない。したがって、立法府においては、今後も不断に人口変動が見込まれる中で、較差の更なる是正を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等について議論し、選挙制度改革の取組を進めることが引き続き求められているというべきである（令和2年大法廷判決、令和5年大法廷判決）。

### 3 本件選挙について

#### (1) 本件選挙における選挙区間の較差について

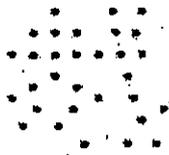
本件選挙は、平成30年改正による本件定数配分規定の下で施行された3  
20  回目の通常選挙である。平成30年改正以降、この間の選挙における選挙区間の最大較差は、令和元年選挙当時3.00倍であったものが、令和4年選挙当時3.03倍に、さらに、本件選挙当時3.13倍と続けて拡大しており、較差の更なる拡大が懸念される状況にある。本件選挙において、較差が3倍以上である選挙区は、令和元年選挙の1選挙区から3選挙区（令和4年  
25  選挙と同じ）に増え、その有権者数は、令和元年選挙の194万人から2117万人と10倍以上に増加しており、本件選挙における全有権者数の約2



0%に及んでいる。

本件選挙における上記較差は、4県2合区の導入等を内容とした平成27年改正によって、それまで数十年間にもわたり5倍前後で推移してきた選挙区間の最大較差が、平成28年選挙時に3.08倍に縮小し、平成24年大法廷判決等で指摘された著しい不平等状態がひとまず解消されたことを踏まえても、平成27年改正からほぼ10年が経過しており、その間の人口の変動により、平成28年選挙当時の最大較差を超えているのであって、近時の急速な少子高齢化によって人口バランスが大きく変化しつつあり、地方の人口減少が顕著になっている現状に鑑みれば、数値上はわずかな拡大であるとして安閑としていることはできない。

この点、被告らは、平成27年改正により違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態が解消され、本件選挙に至るまで、較差は有意な拡大傾向にあるとはいえ、違憲状態の解消が実現された状態が継続していると主張する。しかしながら、平成29年大法廷判決は、選挙時の較差が3倍程度に縮小したことのみならず、平成27年改正法が、長期間にわたり投票価値の大きな較差が継続する要因となっていた都道府県を選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを改め、平成24年大法廷判決等の趣旨に沿って較差の是正を図ったものであり、その附則において、較差の更なる是正に向けての方向性と立法府の決意が示されるとともに、再び大きな較差が生じることのないよう配慮されているとして、今後、較差の更なる是正が進展するであろうことを考慮して、投票価値の不均衡について違憲の問題が生じる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえないと判断したものである。また、令和2年大法廷判決も、令和元年選挙当時の較差が3.00倍であることのみならず、平成30年改正法が、平成27年改正法における方向性を維持するよう配慮したということができ、立法府が較差の是正を指向する姿勢が失われるに至ったと断ずることはできないとして、単純に較差の数値のみを評価したものでは

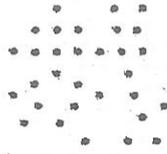


なく、引き続き較差の是正が進展することを期待したものであった。そして、令和5年大法廷判決では、立法府において、較差の更なる是正を図る等の取組を進めることが引き続き求められるとし、これを喫緊の課題であると指摘しているのであって、これら一連の最高裁大法廷判決は、3倍程度の較差水準をもって、較差の是正が達成されたと評価していないことは明らかであり、単に選挙区間の較差が3倍程度の水準であることをもって、違憲状態の解消が実現されていると判断することはできない。

## (2) 立法府の取組状況について

そこで、近時の立法府における選挙制度改革の取組状況を見てみると、本件選挙までの間に、令和4年選挙後に設置された参议院改革協議会（令和4年協議会）及び選挙制度に関する専門委員会（令和4年専門委員会）等において、選挙制度改革に関する議論が続けられていたものの、具体的な選挙制度の枠組みについての意見は分かれたままで集約が困難な状況にあり、各会派の意見を調整しようとする動きもなく、具体的な改正案などの議論がなされていない状況にあって、成案に至る工程すら示されていない。令和5年大法廷判決において、参议院議員の選挙制度の改革につき、各会派の間で一定の議論はされたものの、較差の更なる是正の実現に向けた具体的な検討が進展しているといい難いとして、較差の更なる是正を図ること等は喫緊の課題であると指摘されたにもかかわらず、本件選挙の直前に参议院議長に提出された令和4年協議会の報告書では、協議概要を報告して、本件選挙後での継続協議を切望するというのみで、結局のところ、本件選挙までの間に具体的な成果はなく、選挙制度改革に関する検討作業は停滞していて、ほとんど進展しておらず、この状況を打開する見通しも立っていないといわざるを得ない。

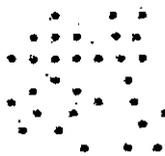
被告らは、都道府県を選挙区の単位とする選挙制度は、多様な国民の意見を公正かつ効果的に国政に反映させるため、国会が正当に考慮することがで



5 きる政策的目的ないし理由として十分考慮されるべきものであるところ、参議院では、定数の偶数配分が求められ、定数の無制限な増加も事実上困難であること、合区については、地方公共団体等から根強い反対意見があり、合区対象県の投票率が軒並み低下した状態が続くといった弊害が生じているなど、都道府県単位の代表が国政に参加できる選挙制度を見直すには、慎重な検討を要するものであって、較差の更なる是正に向けた措置を講じることは容易ではない事情が存する等と主張する。

10 しかしながら、平成24年大法廷判決は、都道府県単位の選挙区制度に被告らが主張する意義ないし機能を有すること自体を否定するものではないが、都道府県を選挙区の単位としなければならない憲法上の要請はなく、都道府県を選挙区の単位として固定した結果、投票価値の大きな不平等状態が長期にわたって継続する状況の下では、これを正当化する理由として十分なものでなく、都道府県間の人口較差の拡大が続くなかで、都道府県を単位とする選挙制度の仕組みを維持しながら、投票価値の平等の要請に応えていくことは、もはや著しく困難な状況に至っていると指摘し、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講ずることを求めるとしており、その後の大法廷判決も、平成24年大法廷判決の趣旨を踏襲して、選挙制度の見直しを繰り返し求めているものである。先に挙げた憲法が立法府に二院制を採用した趣旨や参議院の役割等に照らすと、参議院議員の選挙における投票価値の平等は、これらの憲法の趣旨との調和の下に実現されるべきものであることに変わりはなく、国政に国民の意思を公正かつ効果的に反映させるための選挙を実現するためには、投票価値をできる限り平等に近づけるようにしなければならない。

25 確かに、被告らが主張するように、参議院議員の定数の無制限な増加も事実上困難であり、また、合区制度が導入された県を中心として、地方公共団体や地方議会から合区解消を求める意見が繰り返し提出され、合区に根強い



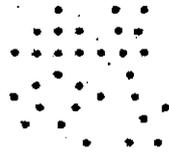
反対があり、実際に合区された選挙区での投票率の低下や無効投票率の高止まりといった有権者の投票行動への影響を見たとき、現行の都道府県を選挙区の単位とする選挙制度を改革することに相当な困難があることは否定できない。しかしながら、これらの諸点が関連する課題は、既に平成27年改正や平成30年改正の作業過程でも議論がされていたものである。現行の選挙制度を抜本的に見直して改めることに相当の困難が伴うものであるとしても、投票価値の平等を実現すべく、較差是正のためにこれを断固として実行することは、主権者たる国民の付託を受けて、広範な裁量権を与えられた国会の責務であるといわなければならない。前記のとおり、平成30年改正以降、較差是正のための選挙制度改革の議論が停滞している立法府の取組状況に照らせば、単に令和4年協議会報告において、令和10年通常選挙を見据えた今後の協議の進め方についての取組姿勢が示されているとしても、このことをもって、今後、較差の更なる是正を図り、あるいは、少なくとも再び大きな較差が生じないようにするための選挙制度改革の方向性を見いだすことは困難であって、こうした立法府の取組状況がやむを得ないというべき客観的な事情があるとはいえない。

### (3) 小結

これらの事情に照らせば、本件定数配分規定の下での本件選挙時における選挙区間の最大較差が3倍を超えている投票価値の不均衡は、違憲の問題が生じる程度の著しい不平等状態に立ち至っているといわざるをえない。

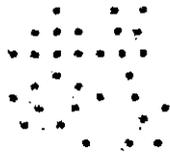
## 4 国会の裁量逸脱の有無について

もっとも、前記2で説示したとおり、本件選挙において、本件定数配分規定により生じた選挙区間の投票価値の不均衡が違憲の問題を生じる程度の著しい不平等状態に至っていたとしても、本件選挙までの期間内にその是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えると判断された場合に、初めて本件定数配分規定が憲法に違反しているというべきである。そして、その判断に当た



6 っでは、違憲状態に至ったことを国会が認識した時期以降の期間の長短、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる  
7 手続や作業とこれに要する期間等の諸般の事情を総合考慮して、国会における  
8 是正の実現に向けた取組が、司法の判断の趣旨を踏まえた裁量権の行使の在  
9 り方として相当なものであったといえるか否かという観点に立って評価すべき  
10 ものと解される（平成26年大法廷判決）。

11 平成30年改正後の本件定数配分規定の下で、それぞれ選挙区間の最大較差  
12 が3倍程度の状況において行われた令和元年選挙及び令和4年選挙について、  
13 令和2年大法廷判決及び令和5年大法廷判決は、選挙区間における投票価値の  
14 不均衡が、違憲の問題を生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえ  
15 ないと判断した。これらの大法廷判決は、較差の更なる是正を図ることやこれ  
16 を再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等について議論し、取  
17 組を進めることが求められるとし、とりわけ令和5年大法廷判決は、較差の是  
18 正等は喫緊の課題であると指摘し、平成27年改正により5倍前後で推移して  
19 きた最大較差が3倍程度まで縮小した後も、選挙区間の較差の是正等を考慮  
20 しつつ選挙制度の抜本的な見直しを含めた検討を求めているものである。しか  
21 しながら、これらの大法廷判決は、較差の水準だけではなく較差の推移、立法  
22 府における取組の状況等の事情も含めて違憲状態にあるか否かを判断し、その  
23 結果として、上記のとおり違憲の問題を生ずる程度の著しい不平等状態にあっ  
24 たものとはいえないと判示して、司法判断に基づいた国会の責務を明確にして  
25 はいないことを考慮すれば、国会において、令和5年大法廷判決により、本件  
26 定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が違憲の問題を生ず  
27 る程度の著しい不平等状態にあったことを具体的に認識することができたとは  
28 いい難い。したがって、本件選挙が施行される前に本件定数配分規定の改正が  
29 なされなかったことをもって、国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、  
30 本件定数配分規定が憲法に違反するということはできない。原告らは、投票価



値の不均衡が違憲の問題を生ずる程度の著しい不平等状態に至っていると判断される場合には、当該選挙を無効とするべきであると主張する。けれども、選挙制度は、裁判所がその憲法適合性について一定の判断を示すことにより、国会がこれを踏まえて、自ら所要の適切な是正の措置を講ずることが憲法上想定されているものと解され、このような憲法秩序の下における司法権と立法権の関係に照らすと、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等の状態に至っているとの司法の判断がされたときに、国会はこれを受けて是正を行う責務を負うものであり、その場合に当該選挙までの期間内にその是正がされなかったことが、国会の裁量権の限界を超えるといえるか否かの判断枠組みを採るのが相当であり（平成26年大法廷判決）、原告らの前記主張は採用することができない。

#### 5 まとめ

以上のとおり、本件選挙時において、本件定数配分規定の下での選挙区間の投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったというべきであるが、本件選挙までの間に本件定数配分規定の改正がされなかったことをもって、国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、本件定数配分規定が憲法に違反するということはできない。

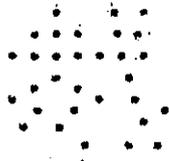
したがって、原告らの請求は、いずれも理由がない。

#### 第4 結論

よって、原告らの請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

仙台高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 石 垣 陽 介



裁判官 小 川 理 佳

5

裁判官 深 谷 佑 美

